

特別会計の見直しについて

— 制度の再点検と改革の方向性 —

平成 17 年 11 月 21 日
財政制度等審議会

特別会計の見直しについて — 制度の再点検と改革の方向性 —

平成17年11月21日

財務大臣 谷垣 穎一 殿

財政制度等審議会会长

貝塚 啓明

財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会は、特別会計の見直しについて、ここに報告を取りまとめた。

政府においては、本報告の趣旨に沿い、特別会計の見直しに向けた積極的な取組みを進めるよう強く要望する。

「特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－」ポイント

I 特別会計改革の基本的考え方

1. 特別会計の廃止・統合

全 31 特別会計について、以下の視点から点検すべき。（別紙 1 参照）

①国として行う必要性

・必要性がない場合には、独立行政法人化、民営化等を検討すべき。

②区分経理の必要性

・必要性がない場合には、一般会計で経理を行うべき。

③現行区分の妥当性

・類似の事業を行う特別会計について、業務の効率化等の意義がある場合は統合を行うべき。

2. 特定財源、剰余金・積立金の点検

①特定財源の点検

・危機的な財政状況に鑑み、特定財源については、納税者の理解を得つつ、原則として一般財源化を検討すべき。

②剰余金・積立金の点検

・明確な必要性がない剰余金、積立金については、一般会計への繰入れなどを行うべき。

3. 予算内容の厳格な精査

特別会計の予算内容の精査の出発点は、純計額の約 205 兆円から国債償還・社会保険給付等を除外した約 17 兆円。

事務事業の効率化に加え、以下の精査を行い、一般会計からの繰入れや借入金の圧縮を図るべき。

①人件費、事務費の精査

②予算と執行の乖離の是正

③特殊法人等への補助金等の縮減

4. 国民への説明責任

①制度改革について、5 年間程度の工程表を作成・公表すべき。

②予算内容の精査について、具体的な数値も交えつつ分かりやすく説明すべき。

II 各特別会計の見直しの方向

「基本的考え方」に則り、全 31 特別会計について、点検を行い、見直しの方向性を提示。（別紙 2 参照）

(別紙1) 特別会計の廃止・統合等に向けたフローチャート

1. ①国として行う必要はあるか

検討対象: 11会計

船員保険、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、森林保険、地震再保険、貿易再保険、国有林野事業、特許、国立高度専門医療センター、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録

ない

独立行政法人化・民営化等

ある

1. ②特別会計として区分経理する必要はあるか

検討対象: 6会計

治水、港湾整備、国営土地改良事業、登記、特定国有財産整備、自動車検査登録

ない

一般会計への統合

ある

1. ③現行の区分経理は妥当か

検討対象: 16会計

厚生保険、国民年金、船員保険、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、道路整備、治水、港湾整備、空港整備、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、食糧管理、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、産業投資、都市開発資金融通

妥当ではない

他の類似の特別会計との統合

2. ①特定財源に弊害はあるか

検討対象: 3会計

道路整備、空港整備、電源開発促進対策

ある

一般財源化等

2. ②剰余金・積立金に明確な必要性があるか

検討対象: 4会計

電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、農業経営基盤強化措置、外国為替資金

ない

一般会計に繰入れ等

(別紙2) 全31特別会計の見直しの方向性

区分	特別会計名	見直しの方向性
社会保険事業	厚生保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。
	国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両特別会計の年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。
	船員保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険制度に相当する部分については公法人化した政管健保を含め国以外の主体による運営を、また、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分については労働保険特別会計との統合を検討すべきである。
	労働保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険三事業については、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。 ・ 雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。
その他保険事業	農業共済再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検討が行われるべきである。 ・ 業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、漁船再保険及漁業共済保険特別会計）との統合についても検討すべきである。
	漁船再保険及漁業共済保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検討が行われるべきである。 ・ 業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、農業共済再保険特別会計）との統合についても検討すべきである。
	森林保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「官から民へ」等の観点や業務の効率的な運営の観点から、再保険方式による民営化や、独立行政法人化など国以外の主体による運営を検討すべきである。
	地震再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、民間における再保険事業の動向や民間保険会社の支払能力等を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め、制度改革の要否を検討していく必要がある。
	貿易再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間参入が進展していくことも予想されることから、その状況を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め制度改革の要否を検討していく必要がある。

区分	特別会計名	見直しの方向性
公共事業	道路整備	<ul style="list-style-type: none"> 今後の社会资本整備の在り方や道路特定財源に関する見直しの議論、社会资本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。 道路特定財源については、極めて深刻な財政事情の下で、現行税負担水準を維持しつつ、プライマリーバランスの回復に資するよう一般財源として活用を図るべく、今後、納税者の理解を得て、見直しの具体化を図るべき。
	治水	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会资本整備の在り方の議論や社会资本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	港湾整備	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会资本整備の在り方の議論や社会资本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	空港整備	<ul style="list-style-type: none"> 現段階では航空機燃料税の在り方を見直す状況にはないが、特定財源である以上、「基本的考え方」にあるように、その適否を常に点検しつつ、将来的には、原則として一般財源化を検討していく必要がある。 今後の社会资本整備の在り方の議論や社会资本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	国営土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分整理する必要性についても、あくまで現状の事業運営に照らして意義が認められるものであることから、今後の事業の見直しに伴い、具体的な点検を不斷に行っていく必要がある。
エネルギー関係	電源開発促進対策	<ul style="list-style-type: none"> 税収の特別会計直入を見直し、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることなどにより、立地進展等で資金需要が実際に生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用が図られるよう検討すべきである。 石特との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。
	石油及びエネルギー需給構造高度化対策	<ul style="list-style-type: none"> 電源開発促進対策特別会計(電特)との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。
農林水産関係	食糧管理	<ul style="list-style-type: none"> 経営安定対策を軸とした食料安定供給の一体的推進を図るための新たな特別会計を設置し、関連するこれら二つの特別会計を廃止することを検討しており、今後、特別会計改革の趣旨に沿った形で、具体的な制度設計の検討を進めるべきである。 農業経営基盤強化措置特別会計においては、農業改良資金の貸付低迷等により多額の剰余金が発生しており、政策課題に対応した資金需要を見極めつつ引き続き事務事業全般を厳しく精査し、財政資金の有効活用のための方策を検討する必要がある。
	農業経営基盤強化措置	<ul style="list-style-type: none"> 現在、治山勘定と国有林野事業勘定の統合に向けて整理を行っているところであり、必要な法整備を行い、平成18年4月に勘定統合を実施する予定である。 本特別会計については、将来的には、国土保全・水源かん養等の公益的機能を有する国有林野事業の在り方について議論し、その上で、本特別会計の在り方についても検討していく必要がある。
	国有林野事業	<ul style="list-style-type: none"> 現在、治山勘定と国有林野事業勘定の統合に向けて整理を行っているところであり、必要な法整備を行い、平成18年4月に勘定統合を実施する予定である。 本特別会計については、将来的には、国土保全・水源かん養等の公益的機能を有する国有林野事業の在り方について議論し、その上で、本特別会計の在り方についても検討していく必要がある。

区分	特別会計名	見直しの方向性
行政的事業	登記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図のコンピューター化の終了を機に、その後も継続して行われる登記事務の円滑化のための事業の財源確保の方策を講じることに留意しつつ、一般会計への統合による廃止を検討すべきである。
	特許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、業務のうち国以外の主体で実施可能なものはないか検討し、業務のスリム化を推進すべきである。
	特定国有財産整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の集約立体化又は移転再配置や耐震化のための庁舎整備の事業の進捗状況を注視しつつ、区分経理の必要性も含め、改めてその在り方を検討する必要がある。 ・ スクラップ・アンド・ビルトの考え方より徹底するために、今後の事業については一般会計からの繰入れを行わないこととするなどの厳格な対応を検討すべきである。 ・ 本特別会計の収支に余剰が生じた場合には、これを一般会計へ繰り入れることを検討すべきである。
	国立高度専門医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年に改組されて設けられた以降の事業の推移を見極めつつ、将来的に、独立行政法人化を検討すべきである。
	自動車損害賠償保障事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国以外の主体による事業運営の可能性について検討する必要がある。
	自動車検査登録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に独立行政法人化しているものに加え、特別会計に残されているこれらの業務についても、更に精査を行い、可能な限り独立行政法人化あるいは民営化を検討すべきである。 ・ 現在進めている自動車の登録等の手続きに係るワンストップ・サービスの普及状況等も踏まえつつ、引き続き、区分経理の必要性について検討していく必要がある。
融資事業・資金運用	財政融資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計見直しの議論の中において、引き続き、無駄の排除、効率的な資産・負債の管理の検討を含め、財投改革の趣旨を徹底していくことが重要である。
	産業投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似の機能を有する特別会計（例えば、財政融資金特別会計）との統合も含め、その在り方を検討する必要がある。 ・ 社会資本整備勘定については、既往貸付の償還終了時に同勘定を廃止すべきである。
	都市開発資金金融通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性を検討した上で、他の類似の機能を有する特別会計への統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	外国為替資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本特別会計が保有する積立金は、決算上の不足が生じる場合に備えたものであるが、例年にわたり剩余额が発生している状況を踏まえ、引き続き、国債残高の抑制を図る観点から、一般会計への繰入れを行うべきである。
整理区分	交付税及び譲与税配付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、地方歳出を徹底して見直し、地方交付税の抑制に努めつつ、借入金の抑制に取り組むべきである。
	国債整理基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、特別会計見直しの議論の中において、徹底した無駄の排除を中心とした検討を行うことが必要である。

目次

はじめに	1
I 特別会計改革の基本的考え方	3
1. 特別会計の廃止・統合	3
①国として行う必要性の点検	3
②区分経理の必要性の点検	4
i) 制定趣旨との関係	5
ii) 一般会計との関係	5
③現行区分の妥当性の点検	6
2. 特定財源、剰余金・積立金の点検	6
①特定財源の点検	6
i) 特定財源の意義と弊害	6
ii) 特定財源と特別会計の関係	7
iii) 特定財源の一般財源化について	7
②剰余金、積立金の点検	7
3. 予算内容の厳格な精査	8
①人件費、事務費の精査	9
②予算と執行の乖離	10
③特殊法人等への補助金等	11
4. 国民への説明責任	12
①工程表の作成	12
②平成18年度予算での取扱い等	12
II 各特別会計の見直しの方向	14
1. 社会保険事業特別会計	15

(1) 厚生保険特別会計	15
(2) 国民年金特別会計	15
(3) 船員保険特別会計	17
(4) 労働保険特別会計	18
 2. その他保険事業特別会計	20
(5) 農業共済再保険特別会計	20
(6) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計	21
(7) 森林保険特別会計	23
(8) 地震再保険特別会計	24
(9) 貿易再保険特別会計	25
 3. 公共事業特別会計	26
(10) 道路整備特別会計	26
(11) 治水特別会計	29
(12) 港湾整備特別会計	31
(13) 空港整備特別会計	33
(14) 国営土地改良事業特別会計	35
 4. エネルギー関係特別会計	37
(15) 電源開発促進対策特別会計	37
(16) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	39
 5. 農林水産関係特別会計	41
(17) 食糧管理特別会計	41
(18) 農業経営基盤強化措置特別会計	41
(19) 国有林野事業特別会計	43
 6. 行政的事業特別会計	45
(20) 登記特別会計	45
(21) 特許特別会計	46
(22) 特定国有財産整備特別会計	47
(23) 国立高度専門医療センター特別会計	49

(24) 自動車損害賠償保障事業特別会計	50
(25) 自動車検査登録特別会計	52
7. 融資事業・資金運用特別会計	54
(26) 財政融資資金特別会計	54
(27) 産業投資特別会計	55
(28) 都市開発資金融通特別会計	56
(29) 外国為替資金特別会計	57
8. 整理区分特別会計	58
(30) 交付税及び譲与税配付金特別会計	58
(31) 国債整理基金特別会計	59

はじめに

我が国の財政は、平成 17 年度（2005 年度）末の国・地方の長期債務残高が 774 兆円に達するなど、主要先進国中で最悪の状況にあり、財政構造改革を進めることが喫緊の課題となっている。その際、改革を進めるべき対象は、国の一般会計のみにとどまらず、特別会計等を含む財政全体を視野に入れなければならない。

とりわけ特別会計については、その内容が分かりにくいことに加え、固有の財源等をもって不要不急の事業が行われているのではないか、資源配分が硬直化しているのではないか、多額の剩余金が放置されているのではないか等の問題が指摘されており、抜本的な見直しが不可欠である。

財政制度等審議会としては、これまで平成 15 年と 16 年の二回にわたり、特別会計の見直しについての提言を行ってきたところである。しかし、これら提言に対する関係府省の検討状況を見ると、特別会計の個々の運営については一定の見直しが図られてきたものの、区分経理をする必要性等の観点を踏まえた制度の在り方そのものに立ち返った改革が進んでいるとは言い難い状況である。

当審議会としては、歳出・歳入一体の改革を進めていく上で、非効率的な歳出について徹底した削減を進めるなど、あらゆる努力を行い国民の負担を極力抑制すべきであるとの認識の下、特別会計について、運用の改善にとどまることなく、制度の根本に立ち返った検討を進め、その改革を行うことを念頭に置き、以下の視点から具体的な提言を行う。

1. 特別会計の廃止・統合について、すべての特別会計を対象として、国として事業を行う必要性があるかどうか、仮にその必要があるとして、特別会計として区分経理する必要性があるかどうか、さらにその必要があるとして、現行の区分は妥当かどうかを点検する。（I-1. 参照）

2. 特別会計の仕組み等その他の課題として、特定財源の一般財源化などについてどう考えるか、特別会計に存在する剰余金等をどうすべきかを整理する。(I-2. 参照)
3. 特別会計のすべての歳出の中身について点検し、純計額の約205兆円から国債償還・社会保険給付等を除外した約17兆円の歳出について厳格に精査し、国民の不信感の払拭を目指す。(I-3. 参照)
4. 改革の方向性や結果などについては、財務省及び所管各府省は、国民への説明責任を十全に果たすべきである。(I-4. 参照)

本報告では、以上の考え方に基づき、31の全特別会計について、幅広く議論の俎上に載せ、点検を行い、改革の方向性を提示した。政府において、これに沿った改革が推進されるべきである。(II 参照)

I 特別会計改革の基本的考え方

1. 特別会計の廃止・統合

特別会計は、国が行う事業や国の有する機能に着目し、これらに係る収支を区分経理するものである。このため、その改革に当たっては、特別会計によって区分経理されている事業等を国が行う必要があるのか、また、国が行うとしても特別会計として区分経理する必要はあるのかなどといった視点から検討する必要がある。

こうした検討に当たっては、特別会計制度の本来の趣旨や目的に立ち返りつつ、各特別会計の性格や実態に応じて個別具体的に点検することが必要であり、そのような点検を行わずに、特別会計の数合わせのみの議論を行うことは、適当ではない。

①国として行う必要性の点検

まず、特に特別会計で経理されている事業には不要不急の事業が多いのではないかとの指摘が行われていることを踏まえ、事業の必要性について常に検討が行われなければならない。こうした検討の結果、不要不急とされる事業については、廃止すべきである。

次に、当該事業の存続自体は認められたとしても、あえて現行のように国が直接に事業を行う必要があるのかどうか、むしろ国以外の主体が行うべきではないか、といった、「官から民へ」の考え方方に沿った検討が求められる。特別会計については、独自収入がある場合が多いこと、区分経理されているために対象が絞り込みやすいことなどから、特にこうした検討を行う合理性がある。事業の必要性や主体の在り方についての議論は行政改革などの観点からこれまでも行われてきたが、会計の枠組みに着目し、事業収支の状況等を踏まえつつ検討することで新たな視点が提供されることも期待できる。

このため、特別会計で経理される事業について、今後ともその事業を国が主体として行う必要があるかどうかを厳しく点検し、国でなければ遂行できない事業以外は、独立行政法人化、民営化等を検討すべきである。なお、独立行政法人化等については、国会の統制が直接には働くなくなるほか、その運営が不透明となるのではないかとの批判が生じていることから、独立行政法人化等を行う場合には、透明性の確保とともに、業務の効率性の向上という本来の趣旨に沿った運営が行われることが前提とされるべきである。

②区分経理の必要性の点検

事業等の必要性が認められ、これを国が引き続き実施すべきであるとされた場合には、次に、それをどのような形で経理すべきかを検討する必要がある。

国の予算は、毎会計年度の国の施策を全体として把握することができるよう、単一の会計で一体として経理することが望ましいとされている。これは財政の健全性の確保の観点からも、資金配分の優先順位付けを全体として行えるようにするという意味で重要なことであり、国の予算は一般会計で経理することが原則とされるのはこうした理由に基づいている。

しかし、現在のように国の活動が広範かつ複雑化してくると、単一の会計ではかえって国の種々の活動が分かりにくくなる場合があり得る。こうした事態を避けるため、本来は一般会計で経理するとの原則の中で、特別会計は、特に明確化等の観点から区分経理の必要性が認められる場合に例外として認められるものである。

この区分経理の必要性は、一定の事業について受益と負担の関係等に着目するなどして収支を明らかにして国の経理を明確にし、国民への説明責任を果たすことや、そのことを通

じて、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力を促すことなどに求められる。

もちろん、あえて区分経理という仕組みを用いて収支を明らかにするのであるから、特別会計は、受益と負担の牽連性が強い場合や、それが事業収入確保や歳出削減に特に有効と認められる場合など、その趣旨目的に合致した場合に限って認められるべきものであり、区分経理の必要性が認められない場合には、原則どおり、一般会計での経理を行うことが適当である。

したがって、特別会計改革においては、各特別会計の性格に応じ、以下の視点から、こうした区分経理の必要性を点検する必要がある。

i) 制定趣旨との関係

特別会計は、すべてそれぞれ固有の特別会計法によって設置されている。

特別会計の改革に当たっては、そうした特別会計法の制定趣旨をまず把握する必要がある。制定当時には有用であった法律でも、社会経済情勢が変化する中で、必要に応じて改廃が行われるべきことは当然だからである。

したがって、個々の特別会計法について、その制定趣旨や目的がどのようなものであるかを把握した上で、現在の社会経済情勢の下でそれが依然として有効であるかを点検し直すことが求められる。その結果、その特別会計がもはや必要ないと判断されるならば、その経理は一般会計に統合することが適当である。

ii) 一般会計との関係

一般に、特別会計に対する一般会計からの繰入れが多い場合には、特別会計の歳入と歳出の関係を不明確にし、区分経理の必要性を弱めることになると考えられる。したがって、一般会計から多額の繰入れがある特別会計について

は、廃止して一般会計に統合することを原則とし、別途区分経理を必要とする特段の事情がある場合にのみ特別会計を維持すべきである。

ただし、一般会計からの繰入れの趣旨は様々である。このため、区分経理の必要性を具体的に判断するに当たっては、こうした繰入れの趣旨に加え、当該事業等の性格、特別会計を設置した当時からの社会経済情勢の変化などを勘案しつつ、個別に判断する必要がある。

③現行区分の妥当性の点検

特別会計によって経理されている様々な事業等を見比べてみると、類似・同様の機能を有する事業等が複数の特別会計で別個に経理されている場合も見受けられる。

特別会計により区分経理を行う意義の一つは、国民への説明責任を適切に果たすことにある。このため、こうした類似の事業を行う複数の特別会計については、国民にとっての分かりやすさ、資金の流れの透明性の確保、業務の効率化等の観点から意義が認められる場合には、これらの統合を行うべきである。

2. 特定財源、剰余金・積立金の点検

①特定財源の点検

i) 特定財源の意義と弊害

特定財源は、一般に、特定の歳出に充てることとされている特定の歳入を指す。こうした特定財源には、受益者（又は原因者）に直接負担を求めるに合理性がある、負担につき国民の理解が得られやすい、一定の歳出につき安定的な財源を確保できる、歳出超過の場合に歳出削減や歳入増の努力を促す、などの意義がある一方、財政が硬直化するおそれがある、歳入超過の場合に資源が浪費されたり余

剰が生じたりする、などの弊害があることが指摘できる。

ii) 特定財源と特別会計の関係

特定財源と特別会計とは別個の概念であるが、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることにより、安定的な財源を確保することを目的として設置された特別会計も見受けられるところである。特にこうした特別会計については、構造的に歳入が歳出を上回る状況にある場合、財政の硬直化、資金の浪費や余剰の発生につながりやすいとの批判がなされている。

ただし、特定財源として一般の税収以外の収入があれば、ある事業等について直ちに特別会計の設置が認められるものではない。特定財源がある特別会計であっても、その区分経理の必要性は不斷に見直されるべきである。

iii) 特定財源の一般財源化について

特定財源のようにある財源の使途を限定することは、一定の財政需要を優先的に満たす機能を有しているが、特にこうした使途限定が法律による場合には、法律制定後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくことが難しい。加えて、財政状況の悪化は特定財源の弊害を顕在化させる。したがって、危機的な財政状況に鑑みれば、特定財源については、その適否を常に点検し、納税者の理解を得つつ、原則として一般財源化を検討することが求められる。

なお、特定財源が直入されている特別会計については、歳出の動向に関わらず歳入が入ることから、その性格によっては余剰が生じやすいものもある。したがって、このような場合においては、特定財源について、財政資金の効率的活用を図る観点等から、一般会計を経由して必要額を繰り入れる方式などに見直すことを検討すべきである。

② 剰余金、積立金の点検

剰余金、積立金は、各特別会計の性格に応じ、将来の支払

準備など各々に意義がある場合が多く、一律に論じることは難しい。例えば、災害関係の再保険特別会計等においては、災害が生じた場合に備えて歳出額を計上し、災害が発生しなかつた場合には不用が生じる構造となっている。

しかし、こうした事情がないままに多額の剰余金が恒常的に発生している特別会計については、その歳入歳出構造自体についての見直しが求められる。また、積立金がある特別会計については、その水準が積立金の趣旨に合致した合理的な範囲内のものであるかどうかをチェックする必要がある。

さらに、支払準備等の明確な必要性がない剰余金・積立金については、一般会計と特別会計とは経理が区分されているものの、共に国の会計であることなども踏まえつつ、厳しい現下の財政状況に鑑み、一般会計への繰入れなどを行うことにより、国債残高の抑制を図り、国民負担の軽減につなげていくべきである。

3. 予算内容の厳格な精査

特別会計については、無駄が多いのではないか、不透明で分かりにくい、財政危機の中で財政健全化に貢献させるべきではないか、などの声が依然として大きい。

一般会計・特別会計を問わず、予算内容について厳しい精査が求められることは当然である。個別の特別会計の性格に応じ、事務事業の効率化・合理化を行うことはもとより、さらに、全特別会計を通じて横断的に検討すべき事項も多々あることから、以下、こうした視点から人件費・事務費をはじめ3点について考え方を示すこととする。

こうした精査を通じて、一般会計からの繰入れや借入金の圧縮を図るべきであって、特に一般会計からの繰入れについては、区分経理を行う趣旨からしても、その必要性・妥当性を再点検すべきである。

なお、特別会計の歳出規模については、様々な議論がなされ

ているが、その内容について整理して国民に分かりやすく示す必要がある。具体的には、31 特別会計の歳出額（平成 17 年度予算ベース）を単純に合計すると約 412 兆円であり、ここから会計間相互の重複計上等を除外すると約 205 兆円である（別紙 A 参照）。

この約 205 兆円の内訳を具体的に見ると、国債償還等（約 89 兆円）・地方交付税交付金等（約 19 兆円）・財政融資資金（約 31 兆円）・社会保険給付（約 49 兆円）が含まれている（別紙 B 参照）。これら 4 項目の歳出は、特別会計という会計制度の視点から議論されるべきというよりも、むしろ財政構造改革、三位一体の改革、財政投融資改革、社会保障制度改革といった視点から議論されるべきものであるが、一般会計ベースの歳出のみならず、特別会計ベースの歳出の姿を把握することは、こうした課題に取り組む上で有益であると考える。いずれにしても、当審議会としては、こうした特別会計ベースの歳出の姿も参考にしつつ、これら 4 項目各々の改革が具体的な成果を上げることを強く望むものである。

他方、特別会計という会計制度そのものを切り口とした予算内容の精査については、上記 4 項目の歳出を除外した残額約 17 兆円の経費を出発点として取り組むこととなる。例えば、社会保険関係を含む各特別会計の業務取扱費等や、公共事業費等がこの約 17 兆円の中に含まれるところであり、その具体的な内訳は別紙 C のとおりである。

①人件費、事務費の精査

人件費、事務費の精査は、一般会計・特別会計を問わず、常時、継続的に行われるべきものであるが、特別会計はその数が多いこともあり、特に耳目を集めた会計以外は議論の俎上に上りにくく、国民のチェックが十分行き届きにくいと言われている。

こうした中で、社会保険庁の問題をはじめ、続発する事務費等の無駄遣いは極めて遺憾である。国民の間には、およそ

すべての特別会計において、事務費等の取扱いが杜撰なのではないか、公務員のお手盛りが横行しているのではないか、などの批判や疑念が根強く存在している。

こうした点について、国の財政会計をつかさどる財務省及び各特別会計を管理している各府省に猛省を促すとともに、特に予算査定を行っている財務省においては、費用を負担する国民の目線に立った厳しい精査を強く求める。

併せて、人件費、事務費について一般会計からの繰入れを行っている場合には、それが受益と負担の関係や負担者によるチェック機能を弱めることにつながりかねないことから、事業の性格を踏まえつつ、その在り方を検討すべきである。

全特別会計の入件費、事務費を総覧すると、平成 17 年度予算ベースで国家公務員の入件費が 7,839 億円、事務費が 4,851 億円である。入件費については、公務員の総入件費に係る改革の議論において縮減を図ることとされており、事務費についても、全特別会計を通じて、民間企業におけるコスト削減努力等も念頭に置き、厳格な精査を行う必要がある。

②予算と執行の乖離

予算執行実績を的確に把握し、その結果を適切に予算へ反映させることは重要である。

執行実績の平成 18 年度概算要求への反映状況については、各府省が、概算要求に当たり執行実績の要求への反映状況を各々公表し、また、先般、財務省が、改めて各府省の反映状況の大要をとりまとめ、公表したところである。

これらの中で、特別会計の事務事業についても、電源開発促進対策特別会計、食糧管理特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計など、数多くの特別会計において、予算積算と執行実績との間に乖離が見られたことは、大変遺憾である。

予算の積算内容と執行実績との間に顕著な乖離が生じていることは適切ではなく、まずは、現在進めている平成18年度予算編成作業の中で、特別会計予算についても、個々の経費の積算内訳にまで踏み込んだ見直しを行い、予算積算と執行実績との乖離の是正を一層進めていくべきである。

③特殊法人等への補助金等

特別会計から特殊法人等への財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、平成14年度から平成17年度までの間で、実質約1兆円の削減が行われるなど、歳出削減に向けた着実な取組みが行われてきたところである。

今後とも、現下の厳しい財政事情に鑑み、特殊法人等や独立行政法人の改革を推進するとともに、これらの法人等への財政支出の一層の縮減を図ることが極めて重要である。

このため、各府省においては、特殊法人等・独立行政法人に対する財政支出について、真に必要な事業であるかどうかを厳格に審査するとともに、他の独立行政法人、地方公共団体、民間等が実施する事業との重複を排除するとの観点からも、徹底した削減に努めるべきである。具体的には、組織自体のスリム化などの抜本的な見直しを行うとともに、事業の実績、法人の業績の厳格な評価に基づき、事務事業の更なる重点化、厳しい優先度の判定による優先度の低い財政支出の見直しなどを行うべきである。

また、特殊法人等・独立行政法人は、事業実施や経費支出に当たり、事務事業の効率化を進めるとともに、情報公開の推進を図っていくべきである。

独立行政法人には中期目標、中期計画の策定が義務付けられているが、平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人については、今後予定されている中期目標の見直しに際しては、組織及び事業の両面について、その必要性を

厳しく検証し、廃止、縮小又は重点化等を行うことが必要である。こうした見直しを進めることにより、独立行政法人については、一定の公的な事務及び事業を効率的かつ効果的に行わせるための自律性、自発性及び透明性を備えた組織としてふさわしい内容の中期目標、中期計画を策定すべきである。

4. 国民への説明責任

特別会計の問題点が認識され、国民各層において活発な議論が行われることは、財政の民主的コントロールという観点から極めて重要な意義がある。

このため、特別会計の改革に当たっては、財務省及び所管各府省は、改革の全体像を明らかにするとともに、特別会計全般について、その収支がどうなっているかなど、国民にとって分かりにくい点にも十分に配慮した丁寧な説明をすることが求められる。

①工程表の作成

制度改革については、財務省及び所管各府省は、本報告を踏まえ、各特別会計の改革の方向とスケジュールを国民の目に明らかにすべく、5年間程度の工程表を作成し、公表すべきである。

②平成18年度予算での取扱い等

また、予算内容の精査について、財務省は、平成18年度予算編成後、具体的な数値も交えつつ分かりやすく説明すべきである。特に、財政構造改革の観点から、一般会計から特別会計への繰入れがどれだけ圧縮されるか、また、特殊法人等、独立行政法人への補助金等がどれだけ削減されるか、そして特別会計から一般会計への繰入れをどれだけ行えるかを明確にするとともに、約17兆円を出発点として予算内容を精査し

た結果を明示すべきである。

各府省においても、単に予算決算の内容を公表するのみならず、費用を負担する国民の目線に立って、個々の特別会計の収入がどこからどれだけあり、それが何に支出されているかなど、特別会計の仕組みや資金の流れなどについて、図表を活用するなどして国民に分かりやすく説明することが必要である。

II 各特別会計の見直しの方向

当審議会としては、上述の「基本的考え方」に則り、31の全特別会計について点検を行った。具体的には、特別会計ごとに、①制定趣旨等とともに、②「基本的考え方」に基づく現時点における再検討を行った上で、それぞれの見直しの方向性を示した。

検討の方向性は、概ね、制度見直しを課題とすべきもの、制度見直しが将来的な課題となり得るもの、及び制度見直しは今のところ必要ないものに分けられる。これらのうち、現時点・将来を問わず、何らかの制度見直し等が課題となり得るとして、国として行う必要性や区分経理の必要性などの各視点からの指摘を行った特別会計は、以下に掲げるとおりである。なお、各特別会計の予算内容については、「基本的考え方」において示した通り、事務事業の効率化・合理化を図るとともに、人件費・事務費等について厳格な精査を行うべきである。

財務省及び各府省においては、これらの指摘を真摯に受け止め、「基本的考え方」で作成を求めた工程表に盛り込むとともに、可能なものから速やかに検討を開始し、具体的な見直しに取り組むべきである。

・国として行う必要性 : 11会計

船員保険、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、森林保険、地震再保険、貿易再保険、国有林野事業、特許、国立高度専門医療センター、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録

・区分経理の必要性 : 6会計

治水、港湾整備、国営土地改良事業、登記、特定国有財産整備、自動車検査登録

・現行区分の妥当性 : 16会計

厚生保険、国民年金、船員保険、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、道路整備、治水、港湾整備、空港整備、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、食糧管理、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、産業投資、都市開発資金融通

・特定財源の在り方 : 3会計

道路整備、空港整備、電源開発促進対策

・剰余金・積立金の在り方 : 4会計

電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、農業経営基盤強化措置、外国為替資金

(注) 予算内容の厳格な精査による無駄の排除は全31特別会計について行われるべきものである。

1. 社会保険事業特別会計

(1) 厚生保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 526,523 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 58,413 億円 (歳入に占める割合 11.1%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 526,523 億円 (うち純計額 352,980 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 49,757 億円 ※ (17兆円に占める割合 28.9%)
	※ 17年度の特殊要因である財政融資資金繰上償還等資金(41,768億円)を除けば、7,989億円となる。

(2) 国民年金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 244,467 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 18,097 億円 (歳入に占める割合 7.4%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 244,467 億円 (うち純計額 163,721 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 9,656 億円 ※ (17兆円に占める割合 5.6%)
	※ 17年度の特殊要因である財政融資資金繰上償還等資金(2,668億円)を除けば、6,988億円となる。

①制定趣旨等

厚生保険特別会計は、昭和19年に労働者の年金保険事業（厚生年金保険）や健康保険事業（政管健保）等を経理するために設置された。また、国民年金特別会計は、昭和36年に自営業者等の年金事業（国民年金）等を経理するために設置され、昭和61年には各制度共通の基礎年金制度の導入に伴い、同特別会計に基礎年金勘定が設置された。

②現時点における再検討・方向性

厚生年金保険事業や国民年金事業については、国民皆保険制度の下での公的年金であり、国として行う必要性が認められる

とともに、社会保険方式の下、保険料財源を中心に運営されており、給付と負担の関係を明確にする必要があること等から、区分経理の必要性も認められるところである。

一方、現在、検討が進められている社会保険庁の改革においては、公的年金の運営と政管健保の運営を分離し、それぞれ新たな組織を設置することとし、政管健保の運営については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立する方向で検討されている。

こうした社会保険庁の改革により、厚生保険特別会計は厚生年金保険事業を中心として経理する特別会計となり、両特別会計は、いずれも公的年金制度の運営が中心の特別会計となる。また、そもそも厚生年金保険の業務と国民年金の業務は共通している部分が多くある中で、両特別会計が並立していることにより、業務や資金の流れが複雑化しており、業務の実態を分かりにくくしているとの指摘もある。

したがって、社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。

なお、両特別会計の年金事務費の財源については、厳しい財政事情の下、特例措置として、その一部に保険料を充てているところであるが、年金事務費はそもそも基本的に年金給付と密接不可分なコストであり、保険料を充てることにより給付と負担の関係がより明確になるというメリットもあることから、他の特別会計における事例等も参考にしつつ、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。

(3) 船員保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 691 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 49 億円 (歳入に占める割合 7.1%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 666 億円 (うち純計額 537 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 64 億円 (17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

船員保険特別会計は、昭和22年に、船員保険に失業保険給付制度を創設したことに伴い、厚生保険特別会計から分離・独立し、船員保険事業を経理するために設置された。

②現時点における再検討・方向性

船員保険制度については、近年、被保険者数の減少が続き保険料収入も減少を続けるなど厳しい状況に直面しており、他の特別会計等で運営されている一般制度（健康保険、労災保険及び雇用保険）から独立した保険事業としての必要性が問われている。

したがって、現在検討が進められている船員保険制度の見直しに当たっては、制度の安定的・効率的な運営を図る観点から、船員保険特別会計について、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分については公法人化した政管健保を含め国以外の主体制による運営を、また、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分については労働保険特別会計との統合を検討すべきである。

(4) 労働保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 86,724 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 4,274 億円 (歳入に占める割合 4.9%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 81,248 億円 (うち純計額 41,301 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 11,496 億円
	(17兆円に占める割合 6.7%)

①制定趣旨等

労働保険特別会計は、昭和 22 年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和 47 年に一元化され設置された。さらに、昭和 50 年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された(雇用保険三事業の創設)。

②現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティーネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組みも進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまるところなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しくしていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も

含め見直しを検討すべきである。

2. その他保険事業特別会計

(5) 農業共済再保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 1,052 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 690 億円 (歳入に占める割合 65.6%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 947 億円 (うち純計額 883 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 883 億円
	(17兆円に占める割合 0.5%)

①制定趣旨等

農業共済再保険特別会計は、自然災害や病虫害等による農作物の減収を保険の仕組みによって補填する農業災害補償制度において、国が行う再保険事業の收支を一般会計と区分して経理するために昭和22年に設置された。当初、対象は農作物、家畜等に限られていたが、その後、国の責任分担の引下げなどを図りつつ、果樹、畑作物、園芸施設などを対象に追加するなどの見直しが行われ、現在に至っている。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計の事業については、制度設立当初、最終的なリスクの引受け主体としては国以外の者が想定し得なかつたことから、国が再保険者となって構築されたものと考えられる。現状を見ると、昭和22年の設立当時に比べて民間の保険引受能力が向上している状況にあり、今後、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検討が行われるべきである。

なお、本特別会計においては、農業者の共済掛金を原資とする再保険料と併せて、農業者の掛金負担の軽減、及び、再保険業務運営のため、一般会計からの繰入れが行われている。したがって、まずは、一般会計からの繰入額の圧縮を図る観点から、掛金助成の在り方などについて検討を行うとともに、業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、漁船再保険及漁業共済保険特別会計）との統合についても検討すべきである。

(6) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 265 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 153 億円 (歳入に占める割合 57.6%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 178 億円 (うち純計額 178 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 178 億円
	(17兆円に占める割合 0.1%)

①制定趣旨等

漁船再保険及漁業共済保険特別会計は、座礁やだ捕などの不慮の事故による中小漁船の損害を保険方式で補填する漁船損害等補償制度における国の再保険事業、並びに、異常の事象又は不慮の事故による漁獲減少や養殖施設の損壊などの漁業者の損失を共済方式で補填する漁業災害補償制度における国の保険事業について、その収支を一般会計と区分して経理するために設置されている。本特別会計の前身は、昭和12年に設置された漁船再保険特別会計であり、昭和42年に漁業災害補償制度における国の保険事業を開始するに際して、現在の名称に改正された。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計で経理する漁船再保険事業と漁業共済保険事業については、リスクの種類や開始時期は異なるが、いずれにしても、制度設立当初においては、最終的なリスクの引受け主体としては国以外の者が想定し得なかったことから、国が再保険者等となって構築されたものと考えられる。現状をみると、制度の発足時に比べて民間の保険引受能力が向上している状況にあり、今後、農業共済再保険特別会計と同様に、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不斷の検討が行われるべきである。

また、本特別会計においても、漁業者の保険料等を原資とする再保険料等と併せて、漁業者の保険料等負担の軽減、及び、再保険等の業務運営のため、一般会計からの繰入れが行われている。さらに、漁業共済保険事業については、累積損失が多額に及んでいる状況にある。したがって、まずは、漁業共済保険

事業の健全化を進めつつ、一般会計からの繰入額の圧縮を図る観点から、保険料等の助成の在り方などについて検討を行うとともに、業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、農業共済再保険特別会計）との統合についても検討すべきである。

(7) 森林保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 151 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 57 億円 (うち純計額 57 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 57 億円 (17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

森林保険特別会計は、昭和 12 年に、リスクが高く民間での引受けが低調であった森林火災保険を国が直接引き受ける国営森林保険事業を実施するに当たり、その収支を一般会計と区分して経理するために設置された。森林保険が対象とする保険事故は、当初は火災のみであったが、その後、台風被害等の増加に対応して風害・雪害などの気象災が追加された。

②現時点における再検討・方向性

森林を対象とする火災保険は民間でも引受けが行われているが、森林被害の大部分を占める気象災まで対象とする森林保険については民間の引受けは行われていない。昭和 31 年から全国森林組合連合会が森林保険と同様の森林災害共済を提供していたが、平成 3 年の台風災害による多額の共済金支払負担に耐えきれず、平成 14 年に既存契約を国の森林保険に移管した事例が示すように、森林保険事業は自然災害リスクが大きく、その一方で市場規模が小さいことから、民間損害保険会社の参入が行われなかつたと考えられる。

他方で、国の森林保険事業は一般会計からの繰入れがなく、自然災害リスクの最終的な引受者が存在する場合には、国以外の主体による運営も可能であると考えられる。

したがって、「官から民へ」等の観点や業務の効率的な運営の観点から、再保険方式による民営化や、独立行政法人化など国以外の主体による運営を検討すべきである。

(8) 地震再保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 553 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 553 億円(うち純計額 553 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 553 億円 (17兆円に占める割合 0.3%)

①制定趣旨等

昭和 39 年の新潟地震を契機に、一定額以上の巨額な地震の損害を国が再保険することを内容とした地震保険制度が創設された。

地震再保険特別会計は、この政府の再保険事業収支を明らかにするとともに、大地震の発生に際して、再保険金の支払に支障を生じないよう弾力的に財政上の措置を講ずる必要があるとして昭和 41 年に設置された。

②現時点における再検討・方向性

地震保険は、頻度、発生予測の困難性及び巨大地震の損害等の巨額さから、再保険制度によるリスク分散が制度上不可欠であるが、世界有数の地震国である我が国において、現状では、民間等による引受け余力はなく、地震再保険特別会計が行う再保険の前提なしには、民間損害保険会社における地震保険制度は成り立たない状況にある。

また、地震再保険特別会計の歳出目的は地震再保険金支払に限定され、地震保険契約者から収納した保険料を歳入財源としているものであり、歳入と歳出を明確に対応して経理し、厳格に責任準備金の管理を行うことにより、国民への説明責任を果たしているところである。

今後とも、民間における再保険事業の動向や民間保険会社の支払能力等を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め、制度改正の要否を検討していく必要がある。

(9) 貿易再保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 3,267 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 20 億円 (歳入に占める割合 0.6%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,511 億円 (うち純計額 1,511 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,511 億円 (17兆円に占める割合 0.9%)

①制定趣旨等

貿易再保険特別会計は、通常の保険によって救済されない危険を保険する輸出再保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするため、輸出信用保険特別会計として設置された。平成13年4月には貿易保険事業の効率的な運営を図るため、貿易保険引受け業務等を独立行政法人日本貿易保険が行い、国の業務は再保険の引受け等に限定することとし、当該特別会計は貿易再保険特別会計へと改組された。

②現時点における再検討・方向性

貿易再保険の対象には、リスクが高く民間保険会社には代替できず、国がODAとして政策的に決定する債務削減の対象となる重債務貧困国等への貿易債権も含まれており、諸外国においても国が最終的な引受けの主体となっている。

貿易再保険特別会計は、保険業務という特殊性に鑑み、歳入と歳出を対応させ収支構造を明確にし、国民への説明責任を果たしている。また、貿易再保険金の支払額は政治経済情勢等によって大きく変動し、短期間に巨額の支払が必要となる可能性がある点に留意する必要がある。

他方、今後、商品開発技術等が高度化していくにしたがい、特に貿易保険の引受けについて民間参入が進展していくことも予想されることから、その状況を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め制度改革の要否を検討していく必要がある。

3. 公共事業特別会計

(10) 道路整備特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 38,933 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 22,659 億円 (歳入に占める割合 58.2%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 38,933 億円 (うち純計額 37,795 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 37,795 億円
	(17兆円に占める割合 22.0%)

①制定趣旨等

道路整備特別会計は、昭和33年に「道路整備緊急措置法」に基づく「道路整備五箇年計画」の実施を目的に創設され、同計画が廃止された平成15年度以降は「社会资本整備重点計画」における道路整備事業の費用と効果を明確にするため設置されている。

(注) 道路整備事業については、「社会资本整備重点計画」に即して、平成15年度以降5か年間にを行うべき事業の量を閣議決定している。

また、揮発油税等の道路特定財源は、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」において、道路整備費の財源に充てることが定められており、財源と使途の関係を明確にする必要があり、道路整備特別会計において区分して経理されている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 挥発油税等の特定財源と使途の関係を明確にする。
- ・ 社会資本整備の一つとして相当な規模で行われる道路整備事業について、その長期的な事業のコストと成果や関連する資産等を明確にする。
- ・ 事業に関する受益と負担の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 一般会計と区分経理することについては、事業全体とし

てのコストと成果、資産等の明確化の意義に加え、地方公共団体からの直轄負担金のほか多数の民間事業者など国以外の者からの負担金など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、事業の効率化を促す意義がある。また、道路特定財源について、財源と使途の関係を明確にする役割を果たしている。

- 類似の事業を行う公共事業関係特別会計との統合については、受益と負担の関係を明確にしつつ、縦割りの弊害を除去し、事業間連携の強化を図ることにより事業の効率性を高めるとともに、社会資本整備全体としての通覧性を確保する意義がある。

したがって、今後の社会資本整備の在り方や道路特定財源に関する見直しの議論、社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

③特定財源の在り方

「基本的考え方」において述べたように、特定財源制度については、財政の硬直化を排除する観点からは、原則として、一般財源化を検討すべきである。道路特定財源についても、これまで、当審議会では、「将来的に一般財源化していくことが正しい方向である」と指摘しつつ、「必要な歳出規模が特定財源の収入にほぼ見合っている現状を踏まえれば、受益と負担の関係に基づき、使途を納税者に示した上で暫定税率の延長に理解を求めることもやむを得ない」との提言を行ってきた。しかしながら、その後の道路歳出の抑制等により、平成19年度には大幅な余剰が見込まれる状況にあり、抜本的な見直しが必要となっている。

見直しに当たっては、まず、道路歳出については、国・地方を通じ、引き続き、財源ありきとの考えは採り得ない。公共投資の重点化を進めつつ、これまで通り抑制を図っていく必要があり、これに伴う余剰については、我が国の危機的な財政事情に鑑み、プライマリーバランスの回復に資するよう有効な活用

を図るべきである。

他方、道路特定財源は、受益と負担の関係に基づき、道路整備を目的として本則を上回る暫定税率により特別の税負担を自動車ユーザーに課しているものであるため、同財源の一般財源としての活用に対しては、納税者の理解が得られるかという問題がある。

この点について、当審議会としては、我が国の財政事情が極めて深刻であることに加え、環境面に与える影響や自動車関係諸税に係る国際比較の観点をも考慮すれば、税負担水準を引き下げる状況にはないと考える。また、自動車の社会的コストや道路整備において防災、環境、景観等が重視されてきていること、国民の大半がドライバーであること等を勘案すれば、危機的な財政事情の下で、国民のために税収を広く有効に活用していく必要性について十分な説明を行い、理解を求めていく必要があると考える。

道路特定財源については、以上を基本的な考え方として、平成19年度に向けて、更に具体的な検討を進める必要があり、現行税負担水準を維持しつつ、一般財源として活用を図るべく、今後、歳出歳入一体改革の議論を進めていく過程で、納税者の理解を得て、見直しの具体化を図るべきである。

(11) 治水特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 12,632 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 9,159 億円 (歳入に占める割合 72.5%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 12,632 億円 (うち純計額 12,024 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 12,024 億円
	(17兆円に占める割合 7.0%)

①制定趣旨等

治水特別会計は、昭和35年に「治山治水緊急措置法」に基づく「治水事業五箇年計画」の実施を目的に創設され、同計画が廃止された平成15年度以降は「社会資本整備重点計画」における治水事業の費用と効果を明確にするため設置されている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 社会資本整備の一つとして相当な規模で行われる治水事業について、その長期的な事業のコストと成果を明確にする。
- ・ 地方公共団体や民間事業者など多様な者の負担と受益の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 一般会計と区分経理することについては、歳入予算に占める一般会計からの繰入れ比率が高いという問題はあるが、他方、地方公共団体からの直轄負担金のほか利水者である電気事業者など国以外の者からの負担金など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、事業全体としてのコストと成果を明確化し、事業の効率化を促すなどの意義も認められる。
- ・ 類似の事業を行う公共事業関係特別会計との統合については、受益と負担の関係を明確にしつつ、縦割りの弊害を除去し、事業間連携の強化等を図ることにより事業の効率性を高めるとともに社会資本整備全体としての通覧性を確

保する意義がある。

したがって、一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

(12) 港湾整備特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 3,527 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 2,624 億円 (歳入に占める割合 74.4%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 3,527 億円 (うち純計額 3,390 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 3,390 億円
	(17兆円に占める割合 2.0%)

①制定趣旨等

港湾整備特別会計は、昭和36年に「港湾整備緊急措置法」に基づく「港湾整備五箇年計画」の実施を目的に創設され、同計画が廃止された平成15年度以降は「社会资本整備重点計画」における港湾整備事業の費用と効果を明確にするため設置されている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 社会資本整備の一つとして相当な規模で行われる港湾整備事業について、その長期的な事業のコストと成果を明確にする。
- ・ 地方公共団体や民間事業者など多様な者の負担と受益の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 一般会計と区分経理することについては、歳入予算に占める一般会計からの繰入れ比率が高いという問題はあるが、他方、地方公共団体からの直轄負担金のほか港湾施設利用者である鉄鋼事業者や電力事業者など国以外の者からの負担金など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、事業全体としてのコストと成果を明確化し、事業の効率化を促すなどの意義も認められる。
- ・ 類似の事業を行う公共事業関係特別会計との統合については、受益と負担の関係を明確にしつつ、縦割りの弊害を除去し、事業間連携の強化等を図ることにより事業の効率

性を高めるとともに、社会資本整備全体としての通覧性を確保する意義がある。

したがって、一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

(13) 空港整備特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 4,973 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 1,673 億円（歳入に占める割合 33.6%）
3. 平成17年度歳出予算額	: 4,973 億円（うち純計額 3,843 億円）
4. 17兆円に含まれる額	: 3,843 億円
	(17兆円に占める割合 2.2%)

①制定趣旨等

空港整備特別会計は、昭和 45 年に創設され、「空港整備五箇年計画」による計画的な空港整備に役割を果たしてきたが、同計画が廃止された平成 15 年度以降は「社会資本整備重点計画」における空港整備事業の費用と効果を明確にするため設置されている。

特に、航空機燃料税については、「空港整備特別会計法」において、航空機燃料税の 13 分の 11 に相当する額を空港整備費の財源に充てることが定められており、財源と使途の関係を明確にする必要があり、空港整備特別会計において区分して経理されている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 特定財源である航空機燃料税と使途の関係を明確にする。
- ・ 9,000 億円超（平成 17 年度末見込み）の借入金と償還財源である着陸料収入等の関係を明確にする。
- ・ 社会資本整備の一つとして相当な規模で行われる空港整備事業について、その長期的な事業のコストと成果を明確にする。
- ・ 着陸料・航行援助施設利用料という利用者負担、地方法共同団体や民間会社など多様な者の負担と受益の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 一般会計と区分経理することについては、事業全体とし

てのコストと成果の明確化という意義に加え、地方公共団体からの直轄負担金のほか着陸料や航行援助施設利用料など国以外の者からの利用者負担など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、9,000億円超の借入金と償還の関係を明確化し、事業の効率化を促すなどの意義がある。また、使途の特定が必要な航空機燃料税について、財源と使途の関係を明確にする役割を果たしている。

- 類似の事業を行う公共事業関係特別会計との統合については、受益と負担の関係を明確にしつつ、縦割りの弊害を除去し、事業間連携の強化等を図ることにより事業の効率性を高めるとともに、社会資本整備全体としての通覧性を確保する意義がある。

したがって、特定財源の在り方については、9,000億円超の借入金及び航空機燃料税収入を大幅に上回る一般会計からの繰入れを行っている現状に鑑み、借入金の抑制と歳出の抑制に努める必要があり、現段階では航空機燃料税の在り方を見直す状況はないが、特定財源である以上、「基本的考え方」にあるように、その適否を常に点検しつつ、将来的には、原則として一般財源化を検討していく必要がある。併せて、空港整備特別会計については、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

(14) 国営土地改良事業特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 5,401 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 2,870 億円 (歳入に占める割合 53.1%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 5,401 億円 (うち純計額 3,350 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 3,350 億円 (17兆円に占める割合 1.9%)

①制定趣旨等

国営土地改良事業特別会計は、「土地改良法」に基づき、地方公共団体・受益者である農業者などの負担金を徴収しつつ国が行う農業用排水施設の整備・区画整理等の国営土地改良事業の経理を明確にするために昭和32年に設置された。

その後、時々の政策課題に応じて、国営土地改良事業の見直しや、負担金を立て替えるための財政融資資金借入の原則廃止を行い、現在に至っている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 農業の持続的な発展等のため行われる国営土地改良事業について、その長期的な事業のコストと成果を明確にする。
- ・ 地方公共団体や農業者等の受益者の負担と受益の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って一般会計と区分経理することについて点検すれば、歳入予算に占める一般会計からの繰入れ比率が高いという問題はあるが、他方、地方公共団体や受益者である農業者など国以外の者からの負担金など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、事業の効率化を促すなどの意義も認められる。

したがって、国営土地改良事業について、引き続き施設・設備の新設・機能向上から維持・更新に重点を移していく等、その内容の見直しを進め適正な事業運営を図っていく必要がある。なお、一般会計と区分経理する必要性についても、あくまで現

状の事業運営に照らして意義が認められるものであることから、
今後の事業の見直しに伴い、具体的な点検を不斷に行っていく
必要がある。

4. エネルギー関係特別会計

(15) 電源開発促進対策特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 4,492 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 4,492 億円（うち純計額 4,491 億円）
4. 17兆円に含まれる額	: 4,491 億円 (17兆円に占める割合 2.6%)

①制定趣旨等

電源開発促進対策特別会計は、昭和49年、電源立地を促進することを目的とし、電源開発促進税の創設と合わせて設置された。昭和55年には石油代替エネルギーによる発電促進のための電源多様化勘定を設置し、平成15年には、新エネルギー事業を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（石特）に一元化するなどの制度改正を実施している。

②現時点における再検討・方向性

原子力発電は今後とも我が国の基幹電源として位置付けられており、本特別会計で経理している原発の立地促進等は引き続き国として所要の事業を行うことが必要と考えられる。

本特別会計については、制度改正を進めてきたところであるが、その状況等をフォローしつつ、更に以下の改革を進める必要がある。

- ・ 本特別会計については、従前より、多額の不用・剰余金が問題となってきた。平成15年の制度改正で将来の原発立地の進展に伴う財政需要に対応するための「周辺地域整備資金」が設置され、近年、剰余金は減少しているが、なお高い水準にあり、更なる縮減を図っていくことが必要である。
- ・ 本特別会計においては、特定財源である電源開発促進税収は本特別会計に直入されるため、原発立地が更に遅延するなどすれば特別会計に長期にわたり余剰資金が蓄積する構造となっており、財政資金の効率的活用を図る観点から、特別会計の在り

方を見直す必要がある。このため、税収の特別会計直入を見直し、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることなどにより、立地進展等で資金需要が実際に生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用が図られるよう検討すべきである。

- ・ 電源立地地域対策交付金については、平成17年度から使途の透明性向上が進められているが、国民の理解を得ながら、原子炉の高経年化問題など増大が見込まれる財政需要に適切に対応していくためには、交付金事業の一層の透明性向上を図るとともに、事業内容の適正化、無駄の排除を進めることが必要である。
- ・ 電源利用勘定において行われている、原子力関係の種々の技術開発事業等については、優先順位付けの徹底や事業評価等を行うとともに、一般会計と類似の事業が行われていないかの点検も含め、厳しく各事業を検証していく必要がある。
- ・ 石油との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。

(16) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 24,538 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 3,943 億円（歳入に占める割合 16.1%）
3. 平成17年度歳出予算額	: 23,986 億円（うち純計額 7,236 億円）
4. 17兆円に含まれる額	: 7,236 億円 (17兆円に占める割合 4.2%)

①制定趣旨等

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、昭和 42 年に石炭鉱業の安定対策実施等のため設置（当時は石炭対策特別会計）された。その後、昭和 47 年に石油対策の追加、昭和 55 年に石油代替エネルギー対策の追加、平成 13 年には石炭対策廃止等の改正が行われてきている。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計が経理している石油対策や省エネルギー対策等については、引き続き国として我が国のエネルギー安定供給の確保等を図っていく必要があることから、これらの諸対策に係る事業を引き続き国が行っていくことには合理性があるものと考えられる。

本特別会計においては、多額の不用、剰余金の発生が問題となり、平成 16 年度及び平成 17 年度予算において、不用の多い費目の予算を削減する一方で一般会計からの繰入れを縮減している。この結果剰余金は縮減しているが、なお高い水準にある。

本特別会計の財源とされている石油石炭税は、まず一般会計の歳入として収納され、予算上歳出で必要額のみが本特別会計に繰り入れられるため、その余は一般会計で留保される仕組みとなっている。本特別会計では、例えば石油国家備蓄事業や石油製品販売業の構造改善事業、新エネルギー事業などで不用が生じ、剰余金の発生につながっている。こうした状況に鑑み、本特別会計については、事務事業全般にわたり引き続き厳しく精査するとともに、一般会計からの繰入れの抑制を図っていくことが必要である。

電源開発促進対策特別会計(電特)との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。

5. 農林水産関係特別会計

(17) 食糧管理特別会計

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1. 平成17年度歳入予算額 | : 33,233 億円 |
| 2. 一般会計からの繰入額 | : 2,086 億円 (歳入に占める割合 6.3%) |
| 3. 平成17年度歳出予算額 | : 33,233 億円 (うち純計額 8,238 億円) |
| 4. 17兆円に含まれる額 | : 8,238 億円
(17兆円に占める割合 4.8%) |

(18) 農業経営基盤強化措置特別会計

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1. 平成17年度歳入予算額 | : 506 億円 |
| 2. 一般会計からの繰入額 | : なし |
| 3. 平成17年度歳出予算額 | : 506 億円 (うち純計額 505 億円) |
| 4. 17兆円に含まれる額 | : 505 億円
(17兆円に占める割合 0.3%) |

①制定趣旨等

食糧管理特別会計は、大正7年の米騒動という社会的混乱の事態に対処するため、国が行う米穀の需給調節に係る経理を行うために設けられた米穀需給調節特別会計が前身となっており、昭和17年に制定された「食糧管理法」に基づき、食糧管理のために行う食糧の買入、売渡、貯蔵等に関する歳入歳出を経理するための食糧管理特別会計と名称を変更した。その後、食糧管理特別会計の経理の明確化、合理化を主眼とした品目別経理の要請が強まり、「臨時食糧管理調査会」(昭和32年6月11日)の答申等を踏まえ、昭和33年に品目ごとに勘定を設けることし、現在に至っている。

農業経営基盤強化措置特別会計は、昭和21年に自作農創設特別措置特別会計として設立され、昭和60年に改組が行われ、その後も隨時業務を見直しつつ現在に至っている。この改組とは、具体的には、従来の自作農創設のための農地売買に関する業務に農地保有の合理化に関する業務を合わせて農地保有合理化事業に係る経理を行うこととした上で、「農業改良資金助成法」に

基づく農業改良資金に係る経理を行うこととし、新たな趣旨・目的に沿って名称を変更したものである。

②現時点における再検討・方向性

農林水産省においては、従来の品目別施策を、経営に着目した施策に転換し、担い手による需要に即した生産を推進する方向で実施している農政改革の一環として、経営安定対策を軸とした食料安定供給の一体的推進を図るための新たな特別会計を設置し、関連するこれら二つの特別会計を廃止することを検討しており、新たな特別会計においては、経営安定対策に係る助成金の支払などの歳出や、これに係る農産物の売却代金などの関連財源などの歳入に係る経理が行われる予定である。

農政の中で中心的な役割を担ってきた二つの特別会計について、農政改革の進展に併せたあるべき姿という観点から見直しが図られるものであり、今後、特別会計改革の趣旨に沿った形で、具体的な制度設計の検討を進めるべきである。

また、農業経営基盤強化措置特別会計においては、農業改良資金の貸付低迷等により多額の剰余金が発生しており、更なる縮減を図っていく必要がある。すでに平成14年度以降一般会計からの繰入れは行われておらず、剰余金の額は減少に転じているが、政策課題に対応した資金需要を見極めつつ引き続き事務事業全般を厳しく精査し、財政資金の有効活用のための方策を検討する必要がある。

(19) 国有林野事業特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 5,164 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 2,435 億円(歳入に占める割合 47.2%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 5,164 億円(うち純計額 2,739 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 2,739 億円 (17兆円に占める割合 1.6%)

①制定趣旨等

国有林野事業特別会計は、昭和 22 年、国有林野事業を企業的に独立採算制で運営し、経営成績や財政状況を明らかにして健全な発達に資することを目的として設置された。その後、昭和 35 年に治山事業に係る経費の総額を明らかにするため治山勘定が設置された。

国有林野事業は、木材価格の低迷等により多額の累積債務を計上し、平成 10 年の抜本的改革により、管理経営の重点を木材生産から森林の公益的機能の維持増進に転換し、一般会計繰入れを前提とした特別会計に移行した。その際、累積債務の一部は一般会計に承継されずに国有林野事業特別会計に残され、林産物収入等により将来発生する特別会計の剰余金により返済することとされている。

②現時点における再検討・方向性

国有林野事業は、国民全体の資産である国有財産の管理処分を行うものであるが、現場作業についてはスリム化や外部委託化を進めてきている。平成 10 年の抜本的改革により独立採算制から一般会計繰入れを前提とした制度へと移行しているものの、累積債務の返済に向けた国有林野事業の経営改善努力を明らかにして、管理経営の規律を維持するとの観点から、特別会計により経理されている。

また、治山勘定については、一般会計繰入れ比率が高いことから、都道府県が実施する補助治山事業は一般会計で経理し、国が実施する直轄治山事業は国有林野事業特別会計で経理することとし、現在、治山勘定と国有林野事業勘定の統合に向けて

整理を行っているところであり、必要な法整備を行い、平成18年4月に勘定統合を実施する予定である。これにより、事業の実施主体に応じた経理が行われ、予算と成果との関係が明確化されることから、両勘定の統合を進めることは適切と考えられる。

本特別会計については、将来的には、国土保全・水源かん養等の公益的機能を有する国有林野事業の在り方について議論し、その上で、本特別会計の在り方についても検討していく必要がある。

6. 行政的事業特別会計

(20) 登記特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 1,829 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 718 億円 (歳入に占める割合 39.3%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,734 億円 (うち純計額 1,733 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,733 億円
	(17兆円に占める割合 1.0%)

①制定趣旨等

登記特別会計は、登記申請、登記簿謄抄本の交付申請等の大
幅な増加に対処するため、早急に事務のコンピューター化を図
る等その処理体制の抜本的改革に要する経費について、手数料
として登記制度の受益者に負担させ、その受益と負担の関係を
明確にすることを目的として昭和 60 年に設置された。

②現時点における再検討・方向性

登記事務については、不動産などの登記による国民の基本的
な権利義務の確立や、登録免許税の徴収といった公権力を伴うも
のであり、国が行うべき事務とされている。

区分経理については、上記のように、早急にコンピューター
化を図る等の登記処理体制の抜本的改革に要する経費を区分経
理することを目的に、登記特別会計が設立された趣旨を踏まえ
れば、IT 化の流れの中で、地図のコンピューター化事業終了
(平成 22 年度見込み) 後は、特別会計を維持する必要性は薄い
と考えられる。

この地図のコンピューター化の終了を機に、その後も継続し
て行われる登記事務の円滑化のための事業、すなわち、コンピ
ューターの維持更新、登記所の統廃合などに必要な施設の整備、
登記所備付地図の整備などの財源確保の方策を講じることに留
意しつつ、一般会計への統合による廃止を検討すべきである。

(21) 特許特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 1,795 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 0.0 億円 (歳入に占める割合 0.0%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,176 億円 (うち純計額 1,175 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,175 億円
	(17兆円に占める割合 0.7%)

①制定趣旨等

特許特別会計は、技術進歩に伴う審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化していた状況の下、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行う観点から昭和59年に設置された。その後、一部業務についてはアウトソーシングが行われてきている。

②現時点における再検討・方向性

特許業務は、権利付与という性格を有するものであることから、国以外の主体による事業運営は先進諸国には例がない。

特許特別会計については、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行っていくことは引き続き重要であり、区分経理には妥当性があると考えられる。

他方、これまで一部業務の民間委託や独立行政法人への移管が行われてきているが、引き続き、業務のうち国以外の主体で実施可能なものはないか検討し、業務のスリム化を推進すべきである。

(22) 特定国有財産整備特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 681 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 51 億円 (歳入に占める割合 7.4%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 681 億円 (うち純計額 68 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 68 億円 (17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

特定国有財産整備特別会計は、財務大臣の定める特定国有財産整備計画に基づいて庁舎等を集約立体化又は移転再配置するという事業の経理について、現在の庁舎等を処分し、その処分収入の範囲内で新しい庁舎等を整備するというスクラップ・アンド・ビルトの考え方により財政規律を維持するため、昭和32年に設置された。

本特別会計は、これまで、米軍への提供財産の統合・返還、筑波研究学園都市への研究機関の移転など、国の施策として急がれ、かつ、多額の整備費を要する事業について有効に機能してきた。現在においても、地震災害時に防災機能を果たす合同庁舎の緊急整備等の必要性も生じている。

②現時点における再検討・方向性

特定国有財産整備特別会計の事業については、国の使用する施設のスクラップ・アンド・ビルトの計画を策定するためには、国有財産の総轄権を有する財務大臣が、施設使用に係る省庁横断的な調整を行う必要があることから、国として行うことが前提である。

また、スクラップ・アンド・ビルトの考え方に基づき、跡地の処分収入により新しい庁舎等の整備に要した借入金を償還する仕組みであることから、区分経理を行っているところであるが、庁舎等の集約立体化又は移転再配置や耐震化のための庁舎整備の事業の進捗状況を注視しつつ、区分経理の必要性も含め、改めてその在り方を検討する必要がある。

この検討を経て見直しを行うまでの間、スクラップ・アンド・

ビルドの考え方をより徹底するために、今後の事業については一般会計からの繰入れを行わないこととするなどの厳格な対応を検討すべきである。また、財政資源の更なる有効活用を図るため、施設使用に係る省庁横断的な調整を徹底するとともに、本特別会計の収支に余剰が生じた場合には、これを一般会計へ繰り入れることを検討すべきである。

(23) 国立高度専門医療センター特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 1,602 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 509 億円 (歳入に占める割合 31.8%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,602 億円 (うち純計額 1,318 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,318 億円
	(17兆円に占める割合 0.8%)

①制定趣旨等

国立高度専門医療センター特別会計は、平成16年の独立行政法人国立病院機構の発足に伴い、国立病院特別会計が改組されて設けられたものであり、特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行う国立高度専門医療センターの円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的としている。

②現時点における再検討・方向性

国立高度専門医療センター特別会計については、歳入予算に占める一般会計からの繰入れ比率の状況や、最先端の高度な研究の実施主体に関して文部科学省所管の多くの機関が独立行政法人化されていることとのバランス、自収自弁等の効率的運営に向けたインセンティブを働かせるなどの観点からすれば、国として行う必要性については、平成16年に改組されて設けられた以降の事業の推移を見極めつつ、将来的に、独立行政法人化を検討すべきである。

(24) 自動車損害賠償保障事業特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 3,264 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 2,613 億円 (うち純計額 2,503 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 2,503 億円
	(17兆円に占める割合 1.5%)

①制定趣旨等

自動車損害賠償保障事業特別会計は、自動車事故の被害者の保護を図る目的で再保険制度の運用等を行うため設置されたが、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、平成14年の制度改正により、再保険制度を廃止し、ひき逃げ事故等の被害者救済事業等を主として行うこととなっている。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計が行っている被害者救済事業等については、現在でも必要な事業であると考えられるが、その事業の範囲については、例えば自動車事故対策のための啓発活動などについて、今後とも国で行う必要があるかとの観点から常に厳しい見直しを行っていく必要がある。

被害者救済事業等の具体的な業務である、自動車ユーザーからの賦課金の徴収事務や、ひき逃げ被害者等に対する保障金の給付、加害者に対する求償債権の管理等については、その枠組みの策定等については国が主体となって行う必要があるが、現業的な性格を有する業務の実施については国が主体となって行う必要は必ずしもないと考えられるため、国以外の主体による事業運営の可能性について検討する必要がある。

ただし、国以外の主体で実施する場合には、本特別会計の行っている事業が、自動車ユーザーからの強制的な賦課金等により被害者救済事業等を実施するという社会保障的な制度であることから、この制度の健全かつ安定的な運営が確保されること、必要な国の監督等についての検討を行う必要がある。また、その検討は、上記の平成14年制度改正の成果の検証の上に立って

行う必要がある。

(25) 自動車検査登録特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 586 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 17 億円 (歳入に占める割合 2.9%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 479 億円 (うち純計額 477 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 477 億円
	(17兆円に占める割合 0.3%)

①制定趣旨等

自動車検査登録特別会計は、設置当時（昭和39年）における自動車の激増という状況を踏まえ、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善を図るため設置された。

その後、平成14年には、中央省庁等改革の一環として、特別会計の行うべき業務と独立行政法人の行う業務を整理し、検査業務のうち検査場における検査を独立行政法人化して業務の効率化を図ったところである。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計が行っている自動車の安全・環境基準に係る国内外の制度設計、街頭検査による不正改造車の取締りやリコール監査のような行政上の立入検査権の行使等といった業務については国が主体となって行うことが必要である。

しかしながら、本特別会計が行っている業務のうち、現業的性格を有する安全・環境基準に係る検査や自動車の登録等の業務の実施については、国が主体となって行う必要は必ずしもないと考えられる。したがって、既に独立行政法人化しているものに加え、特別会計に残されているこれらの業務についても、更に精査を行い、可能な限り独立行政法人化あるいは民営化を検討すべきである。

なお、一般会計と本特別会計の経理を区分して行うことについては、本特別会計の業務を自動車ユーザーの負担により賄うことを明確にし、自動車ユーザーへの説明責任を果たすという意味があるものの、現在進めている自動車の登録等の手続きに係るワンストップ・サービスの普及状況等も踏まえつつ、引き続

き、区分経理の必要性について検討していく必要がある。

7. 融資事業・資金運用特別会計

(26) 財政融資資金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 519,706 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 483,108 億円 (うち純計額 343,266 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 70 億円
	(17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

財政融資資金（資金運用部資金）は、特別会計の積立金等国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として昭和26年に設置されたものである。

平成13年には、郵貯・年金の預託義務を廃止し、市場から財投債により能動的に資金調達を行い、厳格な審査により真に必要な事業に貸し付けることとともに、市場原理との調和の観点から資産・負債について効率的なALM管理を行うなどの抜本的な財投改革を行ったところである。

②現時点における再検討・方向性

財政融資資金の運用は、国の信用により集めた資金の様々な政策分野への資源配分であり、国が行うべき事務とされている。また、有償資金の貸付による配分は、返済を前提とし、税財源による補助金等とは別個の財政手段であり、財政規律の観点から区分経理することが適当と考えられる。

このような制度の趣旨は現在も認められるところであるが、特別会計見直しの議論の中において、引き続き、無駄の排除、効率的な資産・負債の管理の検討を含め、上述の財投改革の趣旨を徹底していくことが重要である。

(27) 産業投資特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 8,530 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 1,069 億円 (歳入に占める割合 12.5%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 8,530 億円 (うち純計額 1,246 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,246 億円
	(17兆円に占める割合 0.7%)

①制定趣旨等

産業投資特別会計（産業投資勘定）は、昭和28年、「産業の開発」、「貿易の振興」、「経済の再建」を目的とした投資を行い、その経理を明確にするために設置された。

また、本特別会計の社会資本整備勘定は、昭和62年、社会資本整備の促進を図るためにNTT株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、設置された。

②現時点における再検討・方向性

産業投資勘定においては、財政投融資の一環として、社会経済情勢の変化に対応しつつ、リターンは期待できるが民間だけでは十分にリスクをとれない分野を対象として政策的に投資資金の配分を行うとの、財政的な資源配分機能を果たしてきているものであり、その業務は国が行うべきものとされている。また、この出資の成果を長期・継続的かつ一覧性をもって管理し、リターンの再投資による効率的な資金管理を実現するため、区分経理を行う必要性は認められる。

ただし、その投資対象について、国が主体として行う必要性について十分に再度点検することとした上で、類似の機能を有する特別会計（例えば、財政融資資金特別会計）との統合も含め、その在り方を検討する必要がある。

また、社会資本整備勘定については、無利子融資制度の廃止に向け、事業規模の縮小を進め、さらに、既往貸付の償還終了時に社会資本整備勘定を廃止すべきである。

(28) 都市開発資金金融通特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 683 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 67 億円 (歳入に占める割合 9.8%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 683 億円 (うち純計額 236 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 236 億円 (17兆円に占める割合 0.1%)

①制定趣旨等

昭和41年の創設当初は、高度成長による都市集中現象の中で、長期低利の資金を地方公共団体に融資して公共的事業のための土地の先行取得を円滑にするために創設された都市開発資金貸付制度の収支を明確にすることを目的としていた。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、都市が抱える様々な課題（都市再生の推進、中心市街地の活性化、防災上危険な密集市街地の解消等）に対応するために、都市政策の一環として、土地の先行取得資金に加え、独立行政法人都市再生機構や民間都市開発推進機構等に対する都市整備のための無利子貸付を行っており、こうした多様な開発資金を長期かつ安定的に供給することに意義が認められる。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 都市整備に対する長期の低利・無利子の資金供給を今後とも行う必要がある場合には、その機能は、民間では対応が困難であることから、国が行う必要がある。
- ・ 一般会計との区分経理については、長期の貸付・償還という債権・債務の管理を行うものであり、資金の流れの透明性の確保に意義がある。
- ・ 類似の事業を行う特別会計との関係については、本特別会計が、融資事業特別会計であることとともに、その目的が社会資本の整備であることにも留意する必要がある。

こうした点を踏まえ、事業の必要性を検討した上で、他の類似の機能を有する特別会計への統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

(29) 外国為替資金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 24,610 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 10,936 億円 (うち純計額 5,316 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 5,316 億円 (うち予備費 4,500 億円)
(17兆円に占める割合 3.1%、予備費除きで 0.5%)	

①制定趣旨等

外国為替資金特別会計は、昭和24年、外貨管理権がGHQから我が国に委譲されたことに伴って創設された外国為替特別会計を前身とする。その後、昭和26年に外国為替資金特別会計法が制定され、政府が行う外国為替等の売買に関し、その円滑かつ機動的な運営を確保するため外国為替資金が設置されるとともに、その運営に伴って生ずる外国為替等の売買、運用収入等の状況が区分経理によって明らかにされている。

②現時点における再検討・方向性

本邦通貨の外国為替相場における安定を確保し、外国為替資金の管理・運営状況を明らかにするとの制定趣旨は現在も認められるところであるが、引き続き、その管理・運営について、徹底した無駄の排除を行っていくことが必要である。

また、本特別会計が保有する積立金は、決算上の不足が生じる場合に備えたものであるが、例年にわたり剰余金が発生している状況を踏まえ、引き続き、国債残高の抑制を図る観点から、一般会計への繰入れを行うべきである。

8. 整理区分特別会計

(30) 交付税及び譲与税配付金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 714,102 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 160,889 億円 (歳入に占める割合 22.5%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 701,886 億円 (うち純計額 193,061 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 38 億円
	(17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

交付税及び譲与税配付金特別会計は、昭和 29 年に国税の一定割合を一定の基準に基づき地方公共団体に交付するため地方交付税及び地方譲与税制度が創設されたことに伴い、設置された。

なお、地方財源が不足した場合、昭和 50 年度以後、主として本会計の借入金で補てんしてきたが、平成 13 年度から平成 15 年度にかけての制度見直しとして、国・地方折半で補てん措置を講ずる通常収支財源不足については、国は一般会計加算、地方は臨時財政対策債によることとしており、本特別会計はなお巨額の借入金残高（平成 17 年度末見込み 517,345 億円）を有するものの、新規借入額は大きく減少している。

②現時点における再検討・方向性

交付税及び譲与税配付金特別会計において、国税の一定割合を地方交付税等として地方公共団体に交付するために、これらに係る国の経理を整理して区分するという制度設立当時の役割・必要性は現在も変わっていないが、引き続き、地方歳出を徹底して見直し、地方交付税の抑制に努めつつ、借入金の抑制に取り組むべきである。

(31) 国債整理基金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 2,217,021 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 184,422 億円 (歳入に占める割合 8.3%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,917,021 億円 (うち純計額 855,880 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 19 億円
	(17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

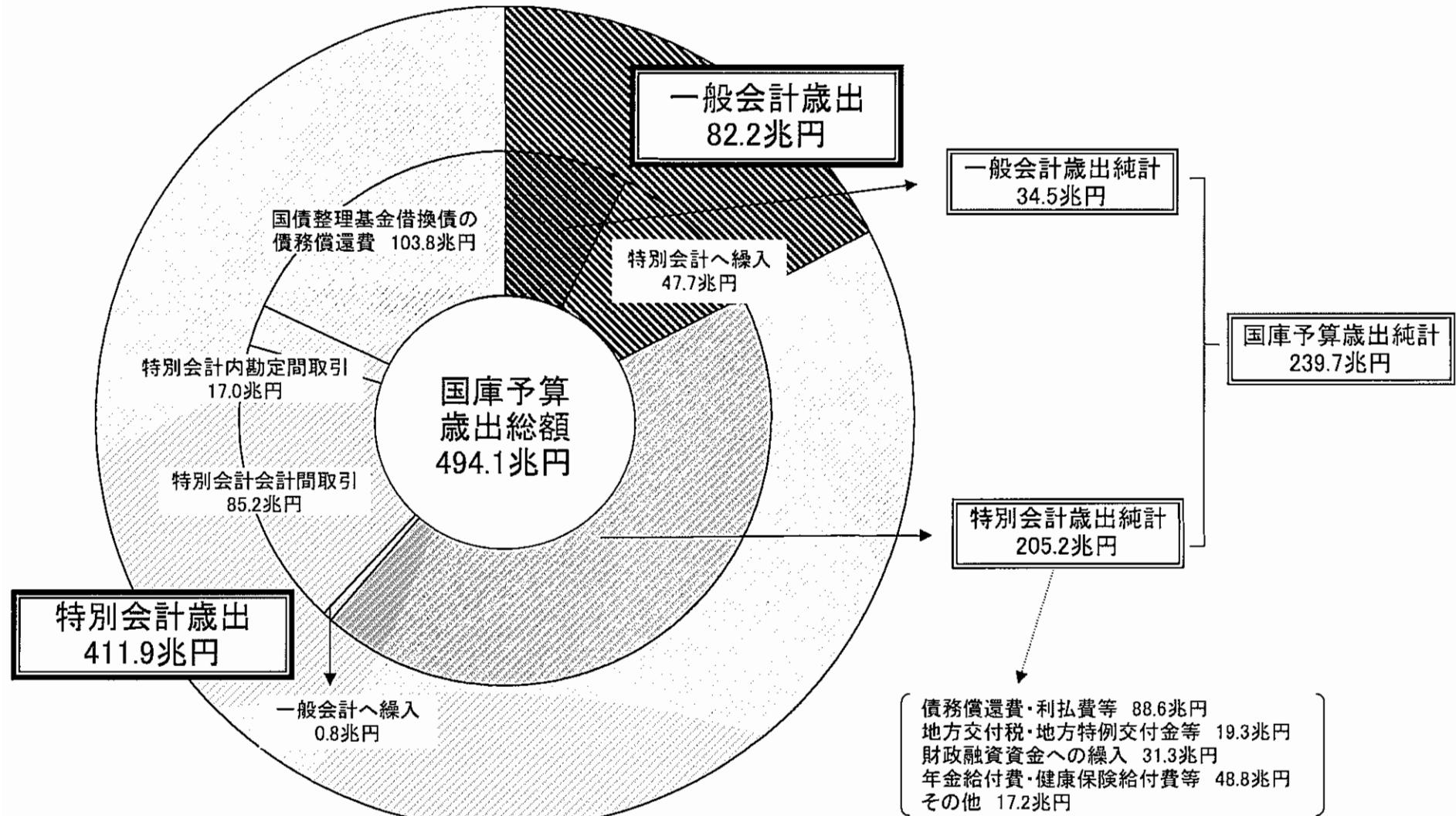
国債整理基金特別会計は、明治39年に一般会計又は特別会計からの繰入資金等を財源として国債、借入金等の償還及び利子等の支払を行う経理を一般会計と区分するために設置されたものである。

②現時点における再検討・方向性

国債整理基金特別会計は、一般会計において発行された国債を含め、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的としているとともに、定率繰入等の形で一般会計から資金を繰り入れ、普通国債等の将来の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っている。

このような制度の趣旨は現在も認められるところであるが、引き続き、特別会計見直しの議論の中において、徹底した無駄の排除を中心とした検討を行うことが必要である。

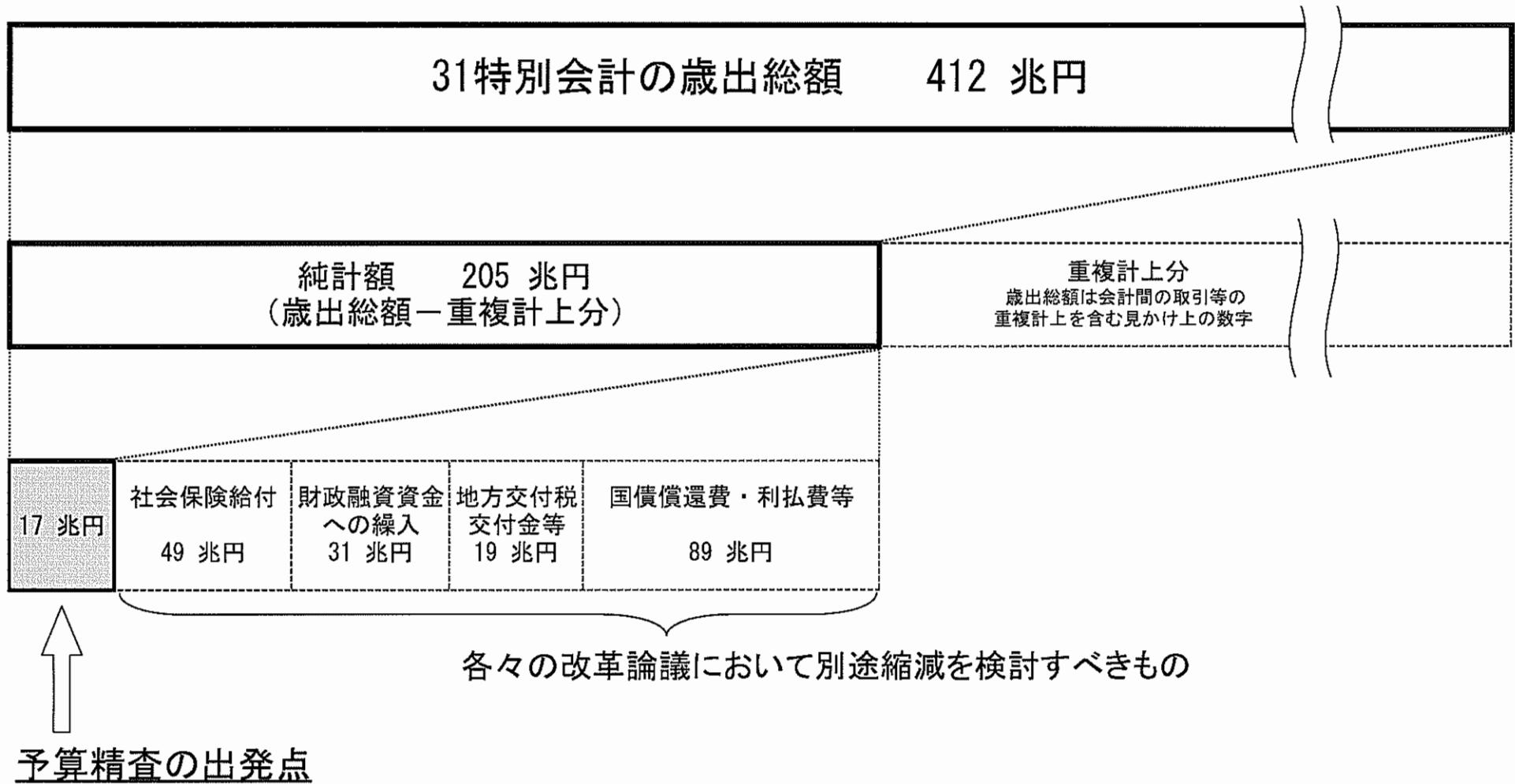
平成17年度国庫(一般会計・特別会計)予算の概要(純計)



(注)計数は、それぞれ四捨五入している。

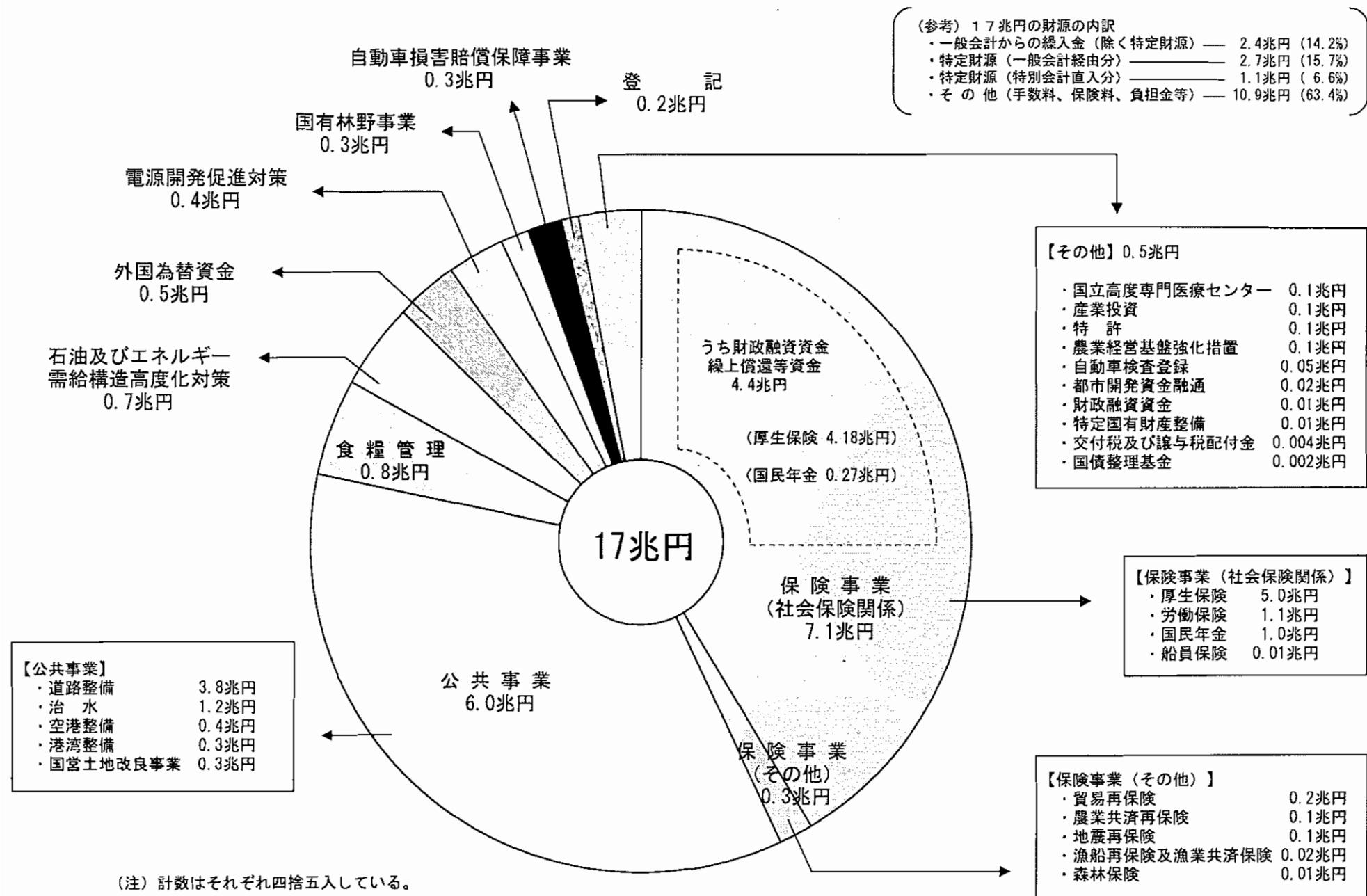
○ 特別会計の歳出規模について (17年度ベース)

(別紙 B)



17兆円の内訳（平成17年度歳出予算）

(別紙 C)



< 歳出について (平成17年度予算) >

17兆円の内訳

(単位: 億円)

特別会計名	歳出総額	純計額	その他事務・事業費等	主な内訳
厚生保険	526,523	352,980	49,757	財政融資資金繰上償還等資金(41,768)、業務取扱費(1,546)等
道路整備	38,933	37,795	37,795	道路事業費(16,149)、道路環境整備事業費(6,341)等
治水	12,632	12,024	12,024	河川事業費(3,913)、砂防事業費(1,404)、多目的ダム建設事業費(1,440)等
労働保険	81,248	41,301	11,496	雇用安定等事業費(3,522)、労働福祉事業費(2,214)等
国民年金	244,467	163,721	9,656	財政融資資金繰上償還等資金(2,668)、業務取扱費(1,409)等
食糧管理	33,233	8,238	8,238	輸入食糧買入費(2,579)、国内米買入費(1,435)、国内麥管理費(1,010)等
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	23,986	7,236	7,236	石油安定供給対策費(2,761)、エネルギー需給構造高度化対策費(1,750)等
外国為替資金	10,936	5,316	5,316	予備費(4,500)、諸支出金(805)等
電源開発促進対策	4,492	4,491	4,491	電源立地対策費(1,862)、電源利用対策費(1,387)等
空港整備	4,973	3,843	3,843	空港整備事業費(1,407)、空港等維持運営費(1,524)等
港湾整備	3,527	3,390	3,390	港湾事業費(2,129)等
国営土地改良事業	5,401	3,350	3,350	土地改良事業費(1,970)、北海道土地改良事業費(918)等
国有林野事業	5,164	2,739	2,739	【国有林野事業勘定】国有林野事業費(1,555)等、【治山勘定】治山事業費(1,021)等
自動車損害賠償保障事業	2,613	2,503	2,503	保険料等充当交付金(1,202)、再保険及保険費(970)等
登記	1,734	1,733	1,733	事務取扱費(1,684)、施設整備費(44)等
貿易再保険	1,511	1,511	1,511	再保険費(1,393)等
国立高度専門医療センター	1,602	1,318	1,318	経営費(1,127)、施設整備費(110)等
産業投資	8,530	1,246	1,246	【産業投資勘定】産業投資支出(出資金)(1,064)等、【社会資本整備勘定】民間能力活用施設整備事業資金貸付金(170)等
特許	1,176	1,175	1,175	事務取扱費(1,032)等
農業共済再保険	947	883	883	農業再保険費(258)、家畜再保険費(231)等
地震再保険	553	553	553	再保険費(551)等
農業経営基盤強化措置	506	505	505	農地保有合理化促進対策費(337)等
自動車検査登録	479	477	477	業務取扱費(342)等
都市開発資金金融通	683	236	236	都市開発資金貸付金(236)等
漁船再保険及漁業共済保険	178	178	178	漁船保険中央会交付金(62)、漁業共済組合連合会交付金(48)等
財政融資金	483,108	343,266	70	事務取扱費(70)等
特定国有財産整備	681	68	68	特定国有財産整備費(50)等
船員保険	666	537	64	福祉事業費(40)、業務取扱費(19)等
森林保険	57	57	57	森林保険費(28)、森林保険業務費(15)等
交付税及び譲与税配付金	701,886	193,061	38	諸支出金(6)、予備費(28)等
国債整理基金	1,917,021	855,880	19	事務取扱費(19)等
合計	4,119,442	2,051,610	171,963	

財政制度分科会 岁出合理化部会 名簿

<委 員>	板垣 信幸	日本放送協会解説主幹
	井上 礼之	ダイキン工業(株)代表取締役会長兼CEO
	岩崎 慶市	(株)産業経済新聞社論説副委員長
	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
	幸田 真音	作家
	河野 栄子	(株)リクルート特別顧問
	柴田 昌治	日本ガイシ(株)代表取締役会長
	高木 剛	日本労働組合総連合会会長
	竹中 ナミ	(社福)プロップ・ステーション理事長
	田近 栄治	国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院長
	立石 信雄	オムロン(株)相談役
	玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説顧問
	寺尾 美子	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中村 桂子	(株)JT生命誌研究館館長
◎	西室 泰三	(株)東京証券取引所取締役会長
	本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
<臨時委員>	井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
	勝俣 恒久	東京電力(株)取締役社長
	北城 栄太郎	日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
	木村 陽子	地方財政審議会委員
	島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
	嶋津 昭	市町村職員中央研修所学長
○	富田 俊基	中央大学法学部教授
	糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター理事長
	野中 ともよ	三洋電機(株)代表取締役会長兼CEO
	長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
	松井 義雄	(株)読売新聞東京本社代表取締役会長
	三村 明夫	新日鉄製鐵(株)代表取締役社長
	宮本 勝浩	公立大学法人大阪府立大学理事
	望月 薫雄	元住宅金融公庫総裁
	保田 博	関西電力(株)顧問
	山口 剛彦	独立行政法人福祉医療機構理事長
<専門委員>	秋山 喜久	関西電力(株)代表取締役会長
	五十嵐 隆	(株)産業経済新聞社客員論説委員
	石 弘光	中央大学総合政策学部教授
	今井 敬	新日本製鐵(株)相談役名誉会長
	田中 豊蔵	元(株)朝日新聞社論説主幹
	俵 孝太郎	評論家
	水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
	吉野 良彦	(財)トラスト60会長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理

財政制度等審議会 財政制度分科会
歳出合理化部会 特別会計小委員会メンバー

板垣 信幸	日本放送協会解説主幹
井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
岩崎 慶市	(株)産業経済新聞社論説副委員長
貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
河野 栄子	(株)リクルート特別顧問
田近 栄治	国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院長
玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説顧問
◎富田 俊基	中央大学法学部教授
西室 泰三	(株)東京証券取引所取締役会長
長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
宮本 勝浩	公立大学法人大阪府立大学理事

(注) ◎は委員長

審議経過

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会 特別会計小委員会

17年 4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別会計の見直しについて」の反映状況 ・今後の進め方
7月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・17年度予算執行調査結果について
9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・本年の審議の進め方について ・特別会計制度について
9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省からのヒアリング 【国有林野事業特別会計（治山勘定）】 【森林保険特別会計】 ・厚生労働省からのヒアリング 【船員保険特別会計】 ・法務省からのヒアリング 【登記特別会計】 ・財務省からのヒアリング 【地震再保険特別会計】 【産業投資特別会計（社会資本整備勘定）】 ・特別会計の支出の状況について
9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省からのヒアリング 【厚生保険特別会計】 【国民年金特別会計】 ・将来試算について
10月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定財源制度について ・国土交通省からのヒアリング 【道路整備特別会計】 【空港整備特別会計】 ・文部科学省・経済産業省からのヒアリング 【電源開発促進対策特別会計】
10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省からのヒアリング 【労働保険特別会計】 ・財務省からのヒアリング 【産業投資特別会計（産業投資勘定）】 ・諸外国の財政制度等について（調査報告） ・全特別会計の再検証
10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省からのヒアリング 【食糧管理特別会計】 【農業経営基盤強化措置特別会計】 ・措置状況の総括
11月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計の見直しについて（提言案の審議）
11月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計の見直しについて（提言案の審議）
11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計の見直しについて（提言案とりまとめ）

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会及び財政構造改革部会
合同部会

17年11月18日	・特別会計小委員会からの報告・とりまとめ
-----------	----------------------

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会、歳出合理化部会及び財政構造改革部会
合同会議

17年11月21日	・特別会計の見直し（報告書）とりまとめ
-----------	---------------------

●財政法（昭和22年3月31日法律第34号） 関連条文

第2章 会計区分

第13条 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

② 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

第5章 雜則

第45条 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

特別会計一覧 (31特会)

(財政法第13条第2項の規定等による形式的分類)

1. 事業特別会計 (国が行う事業の収支を明らかにするための会計) . . . 25会計

(1) 企業特別会計 (1)

- ・国有林野事業特別会計（農林水産省）

(3) 公共事業特別会計 (5)

- ・国営土地改良事業特別会計（農林水産省）

(2) 保険事業特別会計 (9)

- ・地震再保険特別会計（財務省）
- ・厚生保険特別会計（厚生労働省）
- ・船員保険特別会計（厚生労働省）
- ・国民年金特別会計（厚生労働省）
- ・労働保険特別会計（厚生労働省）
- ・農業共済再保険特別会計（農林水産省）
- ・森林保険特別会計（農林水産省）
- ・漁船再保険及漁業共済保険特別会計（農林水産省）
- ・貿易再保険特別会計（経済産業省）

- ・道路整備特別会計（国土交通省）

- ・治水特別会計（国土交通省）

- ・港湾整備特別会計（国土交通省）

(4) 行政的事業特別会計 (8)

- ・登記特別会計（法務省）
- ・特定国有財産整備特別会計（財務省・国土交通省）
- ・国立高度専門医療センター特別会計（厚生労働省）
- ・食糧管理特別会計（農林水産省）
- ・農業経営基盤強化措置特別会計（農林水産省）
- ・特許特別会計（経済産業省）
- ・自動車損害賠償保障事業特別会計（国土交通省）
- ・自動車検査登録特別会計（国土交通省）

(5) 融資事業特別会計 (2)

- ・産業投資特別会計（財務省）
- ・都市開発資金金融通特別会計（国土交通省）

2. 資金運用特別会計 (国が行う資金運用の収支を明らかにするための会計) . . . 2会計

- ・財政融資金特別会計（財務省）
- ・外国為替資金特別会計（財務省）

3. その他 . . . 4会計

(1) 整理区分特別会計 (2)

- ・交付税及び譲与税配付金特別会計（総務省）
- ・国債整理基金特別会計（財務省）

(2) その他 (2)

- ・電源開発促進対策特別会計
(経済産業省・文部科学省)
- ・石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
(経済産業省・環境省)

特別会計の新設・廃止の推移

年度	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計	対前年 度増減	年度末 現在数
20	—		[1]	[・臨時軍事費]	△ 1	39
21	4	<ul style="list-style-type: none"> ・自作農創設特別措置 ・財産税等収入金 ・開拓者資金融通 ・貿易資金 	17	<ul style="list-style-type: none"> ・陸軍造兵廠 ・陸軍製絨廠 ・海軍工廠資金 ・海軍火薬廠 ・海軍燃料廠 ・政府出資 ・營繕用品資金 ・關東局 ・樺太庁 ・南洋庁 ・朝鮮総督府 ・朝鮮鐵道用品資金 ・朝鮮食糧管理 ・朝鮮簡易生命保険及郵便年金 ・台灣總督府 ・台灣食糧管理 ・台灣事業用品資金 	△ 13	26
22	5	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール専売事業 ・船員保険 ・国有林野事業 ・失業保険 ・農業共済再保険 (国有鉄道事業) (印刷局) (専売局) (労働者災害補償保険) (薪炭需給調節) (通信事業) 	6	<ul style="list-style-type: none"> ・公債金 ・為替交易調整 ・燃料局 ・学校 ・特殊財産資金 ・農業家畜再保険 (帝国鉄道) (印刷局(作業会計)) (専売局(作業会計)) (労働者災害扶助責任保険) (薪炭需給調節) (通信事業) 	△ 1	25

年度	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計	対前年 度増減	年度末 現在数
23	4	・外国貿易特別円資金 ・不正保有物資等特別措置 ・国営競馬 ・地方配付税配付金	1	・地方分与税分与金	3	28
24	6	・貴金属 ・郵政事業 ・外国為替 ・米国対日援助見返資金 ・国立病院 ・輸出信用保険 (電気通信事業) (貿易) (国営競馬) (印刷庁) (造幣庁)	3	・金資金 ・専売局 ・国有鉄道事業 (通信事業) (貿易資金) (国営競馬) (印刷局) (造幣局)	3	31
25	4	・解散団体財産収入金 ・米国対日援助物資等処理 ・中小企業信用保険 ・特別鉱害復旧 (造幣庁)	3	・薪炭需給調節 ・外国貿易特別円資金 ・地方配付税配付金 (造幣庁)	1	32
26	4	・緊要物資輸入基金 ・郵便貯金 ・農林漁業資金融通 ・経済安定 (外国為替資金) (資金運用部)	2	・貿易 ・不正保有物資等特別措置 (外国為替) (大蔵省預金部)	2	34
27	2	・特定道路整備事業 ・中小漁業融資保証保険 (印刷局) (造幣局)	2	・財産税等収入金 ・電気通信事業 (印刷局) (造幣局)	0	34

年度	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計	対前年 度増減	年度末 現在数
2 8	2	・産業投資 ・木船再保険 (輸出保険)	3	・解散団体財産収入金 ・農林漁業資金融通 ・米国対日援助見返資金 (輸出信用保険)	△ 1	3 3
2 9	2	・交付税及び譲与税配付金 ・経済援助資金	2	・米国対日援助物資等処理 ・緊要物資輸入基金	0	3 3
3 0	3	・あへん ・自動車損害賠償責任再保 険 ・余剰農産物資金融通	1	・国営競馬	2	3 5
3 1	2	・賠償等特殊債務処理 ・特定物資納付金処理	1	・特定道路整備事業	1	3 6
3 2	4	・国有財産特殊整理資金 ・特定土地改良工事 ・臨時受託調達 ・特定多目的ダム建設工事	—	—	4	4 0
3 3	1	・道路整備	1	・中小企業信用保険	0	4 0
3 4	1	・特定港湾施設工事	1	・特別鉱害復旧	0	4 0
3 5	1	・治水	2	・特定多目的ダム建設工事 ・臨時受託調達	△ 1	3 9
3 6	3	・国民年金 ・機械類賦払信用保険 ・港湾整備 (森林保険)	1	・特定港湾施設工事 (森林火災保険)	2	4 1
3 7	—	—	—	—	—	4 1
3 8	1	・中小企業高度化資金融通	1	・特定物資納付金処理	0	4 1

年度	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計	対前年 度増減	年度末 現在数
3 9	2	・国立学校 ・自動車検査登録	—	—	2	4 3
4 0	—	—	—	—	—	4 3
4 1	2	・都市開発資金融通 ・地震再保険	—	—	2	4 5
4 2	1	・石炭対策 〔漁船再保険及漁業共済 保険〕	1	・中小企業高度化資金融通 (漁船再保険)	0	4 5
4 3	—	—	2	・経済援助資金 ・余剰農産物資金融通	△ 2	4 3
4 4	—	— (特定国有財産整備)	1	・糸価安定 (国有財産特殊整理資金)	△ 1	4 2
4 5	1	・空港整備 (機械類信用保険)	—	(機械類賦払信用保険)	1	4 3
4 6	—	—	—	—	—	4 3
4 7	1	・労働保険 (石炭及び石油対策)	3	・労働者災害補償保険 ・失業保険 ・開拓者資金融通 (石炭対策)	△ 2	4 1
4 8	—	—	—	—	—	4 1
4 9	1	・電源開発促進対策	—	—	1	4 2
5 0	—	—	1	・木船再保険	△ 1	4 1

年度	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計	対前年 度増減	年度末 現在数
5 1	—	・ —	1	・ 中小漁業融資保証保険	△ 1	4 0
5 2	—	—	1	・ 貴金属	△ 1	3 9
5 3	—	—	—	—	—	3 9
5 4	—	—	1	・ 賠償等特殊債務処理	△ 1	3 8
5 5	—	[石炭並びに石油及び石 油代替エネルギー対策]	—	(石炭及び石油対策)	—	3 8
5 6	—	—	—	—	—	3 8
5 7	—	—	—	—	—	3 8
5 8	—	—	—	—	—	3 8
5 9	1	・ 特許	1	・ 機械類信用保険	0	3 8
6 0	1	・ 登記 (農業経営基盤強化措置)	1	・ あへん (自作農創設特別措置)	0	3 8
6 1	—	(国営土地改良事業)	—	(特定土地改良事業)	0	3 8
6 2	—	(貿易保険)	—	(輸出保険)	0	3 8
6 3	—	—	—	—	—	3 8
元	—	—	—	—	—	3 8
2	—	(簡易生命保険)	—	[簡易生命保険及び郵便 年金]	—	3 8
3	—	—	—	—	—	3 8

年度	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計	対前年 度増減	年度末 現在数
4	—	—	—	—	—	3 8
5	—	[石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策]	—	[石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策]	—	3 8
6	—	—	—	—	—	3 8
7	—	—	—	—	—	3 8
8	—	—	—	—	—	3 8
9	—	—	—	—	—	3 8
10	—	—	—	—	—	3 8
11	—	—	—	—	—	3 8
12	—	—	—	—	—	3 8
13	—	— (財政融資資金) (貿易再保険)	1	・アルコール専売事業 (資金運用部) (貿易保険)	△ 1	3 7
14	—	[石油及びエネルギー需給構造高度化対策] [自動車損害賠償保障事業]	—	[石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策] [自動車損害賠償責任再保険]	—	3 7
15	—	—	5	・郵政事業 ・郵便貯金 ・簡易生命保険 ・造幣局 ・印刷局	△ 5	3 2

年度	新設数	新 設 会 計	廃止数	廃 止 会 計	対前年 度増減	年度末 現在数
16	—	— 〔 国立高度専門医療セン ター 〕	1	・国立学校 (国立病院)	△ 1	31

特別会計の歳入・歳出の推移（平成13年度～平成17年度）

	(単位：億円)									
	平成17年度予算額		平成16年度予算額		平成15年度予算額		平成14年度予算額		平成13年度予算額	
	歳入	歳出								
1 事業特別会計	987,033	978,014	890,675	872,172	869,518	861,039	881,920	865,944	907,593	872,939
(イ)企業	5,164	5,164	5,141	5,141	4,904	4,904	4,718	4,718	4,641	4,641
国有林野事業	5,164	5,164	5,141	5,141	4,904	4,904	4,718	4,718	4,641	4,641
国有林野事業勘定	3,770	3,770	3,618	3,618	3,397	3,397	3,091	3,091	2,760	2,760
治山勘定	1,394	1,394	1,523	1,523	1,507	1,507	1,626	1,626	1,881	1,881
(ロ)保険事業	863,694	856,149	758,766	741,675	736,049	729,240	738,339	723,996	739,375	727,955
地震再保険	553	553	499	499	500	500	514	514	557	557
厚生保険	526,523	526,523	443,257	429,407	426,103	422,436	429,577	419,849	413,496	408,486
健康勘定	89,058	89,058	87,772	87,772	89,213	89,213	93,265	93,265	94,727	94,727
年金勘定	385,924	385,924	345,489	331,639	327,451	323,784	326,595	316,867	308,904	303,894
児童手当勘定	4,690	4,690	4,468	4,468	3,541	3,541	3,649	3,649	3,484	3,484
業務勘定	46,851	46,851	5,528	5,528	5,899	5,899	6,069	6,069	6,381	6,381
船員保険	691	666	724	724	781	781	852	852	914	914
国民年金	244,467	244,467	228,945	228,761	221,688	221,392	216,976	216,271	233,081	230,697
基礎年金勘定	176,313	176,313	168,229	168,229	159,682	159,682	153,800	153,800	146,665	146,665
国民年金勘定	63,530	63,530	58,876	58,692	60,129	59,833	61,027	60,322	63,037	60,653
福祉年金勘定	281	281	237	237	278	278	321	321	488	488
業務勘定	4,343	4,343	1,602	1,602	1,599	1,599	1,827	1,827	22,891	22,891
労働保険	86,724	81,248	81,565	79,511	83,301	81,248	86,986	83,585	88,587	84,987
労災勘定	13,894	11,769	13,926	11,872	14,159	12,106	16,670	13,269	17,267	13,667
雇用勘定	32,877	29,526	30,646	30,646	32,223	32,223	32,948	32,948	32,694	32,694
徴収勘定	39,953	39,953	36,993	36,993	36,919	36,919	37,368	37,368	38,626	38,626
農業共済再保険	1,052	947	1,049	949	1,266	1,155	1,318	1,205	1,286	1,177
再保險金支払基金勘定	64	64	82	82	178	178	158	158	137	137
農業勘定	336	336	329	327	447	445	499	497	489	488
家畜勘定	453	377	448	379	447	369	447	369	446	371
果樹勘定	129	100	130	101	135	103	138	105	138	105
園芸施設勘定	59	58	47	46	46	46	63	62	62	62
業務勘定	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
森林保険	151	57	166	59	167	62	173	60	168	57
漁船再保険及漁業共済保険	265	178	266	188	262	194	286	232	295	260
漁船普通保険勘定	89	87	97	97	102	102	142	140	167	167
漁船特殊保険勘定	2	2	3	2	3	2	3	3	3	3
漁船乗組員給与保険勘定	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1
漁業共済保険勘定	162	78	154	77	144	78	128	77	111	77
業務勘定	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12
貿易再保険	3,267	1,511	2,295	1,576	1,982	1,472	1,658	1,429	991	820
(ハ)公共事業	65,466	65,466	68,710	68,710	68,326	68,326	70,094	70,094	75,179	75,179
国営土地改良事業	5,401	5,401	5,088	5,088	5,275	5,275	5,141	5,141	5,506	5,506
道路整備	38,933	38,933	41,770	41,770	41,312	41,312	42,515	42,515	44,763	44,763
治水	12,632	12,632	13,312	13,312	13,237	13,237	13,765	13,765	15,481	15,481
治水勘定	10,581	10,581	11,286	11,286	11,206	11,206	11,571	11,571	12,910	12,910
特定多目的ダム建設工事勘定	2,052	2,052	2,026	2,026	2,031	2,031	2,193	2,193	2,570	2,570
港湾整備	3,527	3,527	3,819	3,819	3,943	3,943	4,102	4,102	4,589	4,589
港湾整備勘定	3,444	3,444	3,736	3,736	3,799	3,799	3,985	3,985	4,442	4,442
特定港湾施設工事勘定	83	83	83	83	144	144	117	117	146	146
空港整備	4,973	4,973	4,722	4,722	4,558	4,558	4,572	4,572	4,841	4,841

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しない場合がある。

・石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、平成13年度までは石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計である。

(単位：億円)

	平成17年度予算額		平成16年度予算額		平成15年度予算額		平成14年度予算額		平成13年度予算額	
	歳入	歳出								
(二) 行政的事業	43,497	42,023	49,768	48,357	55,905	54,235	64,645	63,012	83,625	60,391
登記	1,829	1,734	1,805	1,746	1,870	1,785	1,899	1,837	1,869	1,822
特定国有財産整備	681	681	766	766	1,046	1,046	2,797	2,797	1,189	1,189
国立高度専門医療センター	1,602	1,602	1,448	1,448						
食糧管理	33,233	33,233	36,392	36,392	41,372	41,372	47,379	47,379	48,390	48,390
国内米管理勘定	6,975	6,975	7,689	7,689	10,068	10,068	12,399	12,399	13,231	13,231
国内麦管理勘定	1,109	1,109	1,032	1,032	1,120	1,120	1,045	1,045	1,100	1,100
輸入食糧管理勘定	5,631	5,631	5,535	5,535	4,726	4,726	5,433	5,433	5,451	5,451
農産物等安定勘定	5	5	5	5	5	5	23	23	23	23
輸入飼料勘定	586	586	530	530	557	557	992	992	1,125	1,125
業務勘定	1,157	1,157	1,532	1,532	1,429	1,429	1,966	1,966	2,021	2,021
調整勘定	17,770	17,770	20,069	20,069	23,467	23,467	25,521	25,521	25,439	25,439
農業経営基盤強化措置	506	506	808	808	636	636	901	901	814	814
特許	1,795	1,176	2,005	1,416	1,993	1,156	1,900	1,109	1,798	1,074
自動車損害賠償保障事業	3,264	2,613	5,970	5,293	8,375	7,731	9,145	8,489	28,981	6,594
保障勘定	736	84	763	86	725	81	737	81	787	121
自動車事故対策勘定	170	170	173	173	177	177	178	178		
保険料等充当交付金勘定	2,358	2,358	5,035	5,035	7,473	7,473	8,229	8,229		
保険勘定									28,169	6,448
業務勘定									25	25
自動車検査登録	586	479	572	486	614	509	624	501	584	509
(六) 融資事業	9,212	9,212	8,290	8,290	4,334	4,334	4,125	4,125	4,772	4,772
産業投資	8,530	8,530	7,439	7,439	3,357	3,357	3,071	3,071	3,469	3,469
産業投資勘定	2,858	2,858	811	811	454	454	374	374	797	797
社会資本整備勘定	5,672	5,672	6,628	6,628	2,902	2,902	2,697	2,697	2,671	2,671
都市開発資金融通	683	683	851	851	977	977	1,054	1,054	1,304	1,304
2 資金運用特別会計	544,315	494,044	643,488	602,163	561,575	520,848	492,413	460,347	606,967	571,342
財政融資資金	519,706	483,108	625,331	592,839	545,357	512,966	475,152	451,782	585,583	563,614
外国為替資金	24,610	10,936	18,157	9,325	16,218	7,882	17,261	8,564	21,385	7,728
3 その他	2,960,153	2,647,384	2,542,052	2,399,762	2,365,243	2,273,246	2,176,848	2,084,837	1,967,018	1,890,098
(イ) 整理区分	2,931,124	2,618,907	2,516,673	2,374,862	2,344,495	2,252,683	2,165,241	2,073,632	1,954,452	1,877,532
交付税及び譲与税配付金	714,102	701,886	685,660	683,848	673,076	671,264	644,874	643,265	608,905	601,985
交付税及び譲与税配付金勘定	713,239	701,085	684,800	683,051	672,179	670,434	643,960	642,421	607,947	601,102
交通安全対策特別交付金勘定	864	800	861	798	897	830	915	845	958	883
国債整理基金	2,217,021	1,917,021	1,831,013	1,691,013	1,671,419	1,581,419	1,520,367	1,430,367	1,345,547	1,275,547
(ロ) その他	29,030	28,478	25,379	24,900	20,748	20,563	11,606	11,205	12,566	12,566
電源開発促進対策	4,492	4,492	5,033	5,033	4,855	4,855	4,927	4,927	4,862	4,862
電源立地勘定	2,163	2,163	2,577	2,577	2,507	2,507	2,446	2,446	2,437	2,437
電源利用勘定	2,329	2,329	2,456	2,456	2,348	2,348				
電源多様化勘定							2,481	2,481	2,425	2,425
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	24,538	23,986	20,345	19,867	15,893	15,708	6,679	6,278	7,704	7,704
石油及びエネルギー需給高度化勘定	23,474	23,474	19,326	19,326	15,469	15,469	6,195	6,195	6,298	6,298
石炭勘定	1,064	512	1,019	541	424	239	485	84	1,406	1,406
4 廃止特会					37,843	37,843	432,549	415,513	426,958	395,771
国立病院					9,798	9,798	10,251	10,251	10,531	10,531
病院勘定					5,682	5,682	5,881	5,881	6,074	6,074
療養所勘定					4,115	4,115	4,370	4,370	4,457	4,457
国立学校					28,045	28,045	27,829	27,829	27,428	27,428
郵政事業							72,362	72,362	74,978	74,978
郵便貯金							126,325	109,324	122,297	115,029
簡易生命保険							194,444	194,444	190,391	166,507
造幣局							322	322	326	326
印刷局							1,017	982	1,008	974
合計	4,491,502	4,119,442	4,076,215	3,874,097	3,834,179	3,692,975	3,983,729	3,826,641	3,908,537	3,730,150

特別会計歳入予算の内訳（平成17年度予算）

(単位：億円、%)

特別会計の分類・名称	平成17年度歳入予算						
	(一般会計経由分)			特定財源 (特会直入分)	(特定財源合計)	借入金等	その他、手数料、 保険料等
	一般会計からの繰入金	うち一般財源分	うち特定財源分				
1 事業特別会計	987,033	127,633	104,493	23,140	7,408	30,548	26,618
(1) 企 業	5,164	2,435	2,435	0	0	0	1,909
国有林野事業	5,164	2,435	2,435	0	0	0	1,909
(2) 保 険 事 業	863,694	81,696	81,696	0	0	0	14,792
地震再保険	553	0	0	0	0	0	553
厚生保険	526,523	58,413	58,413	0	0	0	14,792
船員保険	691	49	49	0	0	0	642
国民年金	244,467	18,097	18,097	0	0	0	226,370
労働保険	86,724	4,274	4,274	0	0	0	82,450
農業共済再保険	1,052	690	690	0	0	0	362
森林保険	151	0	0	0	0	0	151
漁船再保険及漁業共済保険	265	153	153	0	0	0	112
貿易再保険	3,267	20	20	0	0	0	3,247
(3) 公共事業	65,466	38,986	15,846	23,140	7,408	30,548	983
国営土地改良事業	5,401	2,870	2,870	0	0	0	355
道路整備	38,933	22,659	438	22,221	7,408	29,629	8,866
治水	12,632	9,159	9,159	0	0	0	3,473
港湾整備	3,527	2,624	2,624	0	0	0	903
空港整備	4,973	1,673	754	919	919	628	2,672
(4) 行政的事業	43,497	3,380	3,380	0	0	0	8,885
登記	1,829	718	718	0	0	0	1,111
特定国有財産整備	681	51	51	0	0	0	631
国立高度専門医療センター	1,602	509	509	0	0	103	990
食糧管理	33,233	2,086	2,086	0	0	0	8,782
農業経営基盤強化措置	506	0	0	0	0	0	506
特許	1,795	0	0	0	0	0	1,795
自動車検査登録	586	17	17	0	0	0	569
自動車損害賠償保障事業	3,264	0	0	0	0	0	3,264
(5) 融資事業	9,212	1,136	1,136	0	0	0	48
産業投資	8,530	1,069	1,069	0	0	0	7,461
都市開発資金融通	683	67	67	0	0	0	48
2 資金運用特別会計	544,315	0	0	0	0	313,000	231,315
財政融資金	519,706	0	0	0	0	313,000	206,706
外国為替資金	24,610	0	0	0	0	0	24,610
3 その他の歳入	2,960,153	349,254	340,482	8,772	25,463	34,235	1,631,583
(1) 整理区分	2,931,124	345,311	340,482	4,829	21,532	26,361	1,615,496
交付税及び譲与税配付金	714,102	160,889	160,889	0	19,270	19,270	517,345
国債整理基金	2,217,021	184,422	179,593	4,829	2,262	7,091	1,098,151
(2) その他	29,030	3,943	0	3,943	3,931	7,874	16,087
電源開発促進対策	4,492	0	0	0	3,551	3,551	0
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	24,538	3,943	0	3,943	380	4,323	16,087
合 計	4,491,502	476,886	444,974	31,912	32,871	64,783	1,971,201
							2,010,543

(注1) 計数は四捨五入している。

(注2) 国債整理基金特別会計の17年度歳入内訳のうち、「借入金等」1,098,151億円は、一般会計の発行した国債の借換債の公債金収入であり、また、「その他、手数料、保険料等」932,187億円の大宗は、借入金等の償還等財源として他の特別会計から受け入れているものである。

< 岁入について (平成17年度予算) >

(単位: 億円)

① 一般会計からの繰入額 (特定財源等を除く)

特別会計名	歳入予算	一般会計繰入額	比率
港湾整備	3,527	2,624	74.4%
治水	12,632	9,159	72.5%
農業共済再保険	1,052	690	65.6%
漁船再保険及漁業共済保険	265	153	57.6%
国営土地改良事業	5,401	2,870	53.1%
国有林野事業	5,164	2,435	47.2%
登記	1,829	718	39.3%
国立高度専門医療センター	1,602	509	31.8%
交付税及び譲与税配付金	714,102	160,889	22.5%
空港整備	4,973	754	15.2%
産業投資	8,530	1,069	12.5%
厚生保険	526,523	58,413	11.1%
都市開発資金融通	683	67	9.8%
国債整理基金	2,217,021	179,593	8.1%
特定国有財産整備	681	51	7.4%
国民年金	244,467	18,097	7.4%
船員保険	691	49	7.1%
食糧管理	33,233	2,086	6.3%
労働保険	86,724	4,274	4.9%
自動車検査登録	586	17	2.9%
道路整備	38,933	438	1.1%
貿易再保険	3,267	20	0.6%
計	3,911,887	444,974	11.4%

財政融資金	519,706	0	-
外国為替資金	24,610	0	-
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	24,538	0	-
電源開発促進対策	4,492	0	-
自動車損害賠償保障事業	3,264	0	-
特許	1,795	0	-
地震再保険	553	0	-
農業経営基盤強化措置	506	0	-
森林保険	151	0	-
計	579,614	0	-

合計	4,491,502	444,974	9.9%
----	-----------	---------	------

② 借入金等

特別会計名	歳入予算	借入金等	比率
交付税及び譲与税配付金	714,102	517,345	72.4%
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	24,538	16,087	65.6%
財政融資金	519,706	313,000	60.2%
国債整理基金	2,217,021	1,098,151	49.5%
国有林野事業	5,164	1,909	37.0%
食糧管理	33,233	8,782	26.4%
空港整備	4,973	628	12.6%
都市開発資金融通	683	48	7.0%
国営土地改良事業	5,401	355	6.6%
国立高度専門医療センター	1,602	103	6.4%
厚生保険	526,523	14,792	2.8%
計	4,052,946	1,971,201	48.6%

国民年金	244,467	0	-
労働保険	86,724	0	-
道路整備	38,933	0	-
外国為替資金	24,610	0	-
治水	12,632	0	-
産業投資	8,530	0	-
電源開発促進対策	4,492	0	-
港湾整備	3,527	0	-
貿易再保険	3,267	0	-
自動車損害賠償保障事業	3,264	0	-
登記	1,829	0	-
特許	1,795	0	-
農業共済再保険	1,052	0	-
船員保険	691	0	-
特定国有財産整備	681	0	-
自動車検査登録	586	0	-
地震再保険	553	0	-
農業経営基盤強化措置	506	0	-
漁船再保険及漁業共済保険	265	0	-
森林保険	151	0	-
計	438,556	0	-

合計	4,491,502	1,971,201	43.9%
----	-----------	-----------	-------

特別会計歳出の内訳(平成17年度予算)

(単位:億円)

特別会計の分類・名称	歳出総額	格會計・他勘定への繰入	借換債償還	純計額	債務償還費・利払費	地方交付税交付金等	財政融資金への繰入	年金・健保給付費等	その他事務・事業費等	その他事務・事業費等の主な内容
(1)企業特別会計										
国有林野事業	5,164	2,425	0	2,739	0	0	0	0	2,739	【国有林野事業勘定】国有林野事業費(1,555)等 【治山勘定】治山事業費(1,021)等
(2)保険事業特別会計										
地震再保険	553	0	0	553	0	0	0	0	553	再保険費(551)等
厚生保険	526,523	173,543	0	352,980	0	0	0	303,223	49,757	財政融資金繰上償還等資金(41,768)、業務取扱費(1,546)等
船員保険	666	129	0	537	0	0	0	473	64	福祉事業費(40)、業務取扱費(19)等
国民年金	244,467	80,746	0	163,721	0	0	0	154,066	9,656	財政融資金繰上償還等資金(2,668)、業務取扱費(1,409)等
労働保険	81,248	39,947	0	41,301	0	0	0	29,805	11,496	雇用安定等事業費(3,522)、労働福祉事業費(2,214)等
農業共済再保険	947	64	0	883	0	0	0	0	883	農業再保険費(258)、家畜再保険費(231)等
森林保険	57	0	0	57	0	0	0	0	57	森林保険費(28)、森林保険業務費(15)等
漁船再保険及漁業共済保険	178	0	0	178	0	0	0	0	178	漁船保険中央会交付金(62)、漁業共済組合連合会交付金(48)等
貿易再保険	1,511	0	0	1,511	0	0	0	0	1,511	再保険費(1,393)等
(3)公共事業特別会計										
事業特別会計										
国営土地改良事業	5,401	2,051	0	3,350	0	0	0	0	3,350	土地改良事業費(1,970)、北海道土地改良事業費(918)等
道路整備	38,933	1,139	0	37,795	0	0	0	0	37,795	道路事業費(16,149)、道路環境整備事業費(6,341)等
治水	12,632	608	0	12,024	0	0	0	0	12,024	河川事業費(3,913)、砂防事業費(1,404)、多目的ダム建設事業費(1,440)等
港湾整備	3,527	137	0	3,390	0	0	0	0	3,390	港湾事業費(2,129)等
空港整備	4,973	1,131	0	3,843	0	0	0	0	3,843	空港整備事業費(1,407)、空港等維持運営費(1,524)等
(4)行政的事業特別会計										
登記	1,734	0	0	1,733	0	0	0	0	1,733	事務取扱費(1,684)、施設整備費(44)等
特定国有財産整備	681	614	0	68	0	0	0	0	68	特定国有財産整備費(50)等
国立高度専門医療センター	1,602	284	0	1,318	0	0	0	0	1,318	経営費(1,127)、施設整備費(110)等
食糧管理	33,233	24,996	0	8,238	0	0	0	0	8,238	輸入食糧買入費(2,579)、国内米買入費(1,435)、国内麥管理費(1,010)等
農業経営基盤強化措置	506	1	0	505	0	0	0	0	505	農地保有合理化促進対策費(337)等
特許	1,176	0	0	1,175	0	0	0	0	1,175	事務取扱費(1,032)等
自動車損害賠償保障事業	2,613	109	0	2,503	0	0	0	0	2,503	保険料等充当交付金(1,202)、再保険及保険費(970)等
自動車検査登録	479	2	0	477	0	0	0	0	477	業務取扱費(342)等
(5)融資事業特別会計										
産業投資	8,530	7,284	0	1,246	0	0	0	0	1,246	【産業投資勘定】産業投資支出(出資金)(1,064)等 【社会資本整備勘定】民間能力活用施設整備事業費資金貸付金(170)等
都市開発資金融通	683	447	0	236	0	0	0	0	236	都市開発資金貸付金(236)等
資金運用	483,108	139,841	0	343,266	30,196	0	313,000	0	70	事務取扱費(70)等
特別会計	10,936	5,620	0	5,316	0	0	0	0	5,316	予備費(4,500)、諸支出金(805)等
(1)整理区分特別会計										
交付税及び譲与税配付金	701,886	508,824	0	193,061	0	193,023	0	0	38	諸支出金(6)、予備費(28)等
国債整理基金	1,917,021	22,990	1,038,151	855,880	855,861	0	0	0	19	事務取扱費(19)等
(2)その他										
電源開発促進対策	4,492	1	0	4,491	0	0	0	0	4,491	電源立地対策費(1,862)、電源利用対策費(1,387)等
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	23,986	16,750	0	7,236	0	0	0	0	7,236	石油安定供給対策費(2,761)、エネルギー需給構造高度化対策費(1,750)等
合 計	4,119,442	1,029,681	1,038,151	2,051,610	886,057	193,023	313,000	487,567	171,963	

(注)債務償還費・利払費…国債償還、借入金償還金、支払利子等
その他事務・事業費等…事務・事業費、保険料等

地方交付税交付金等…地方交付税交付金、地方特例交付金、地方譲与税と譲与金等

年金・健保給付費等…年金給付費、健保給付費、介護納付金等

< 剰余金・積立金等について (平成16年度決算ベース) >

(単位：億円)

① 剰余金（純剰余金）

特別会計名	純剰余金
国民年金	8,032
貿易再保険	1,432
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	1,073
電源開発促進対策	875
産業投資	490
農業経営基盤強化措置	455
特定国有財産整備	408
空港整備	217
特許	217
労働保険	68
登記	63
食糧管理	63
農業共済再保険	62
治水	60
都市開発資金金融通	60
交付税及び譲与税配付金	43
厚生保険	38
自動車検査登録	21
自動車損害賠償保障事業	7
計	13,685

港湾整備	0
財政融資金	0
国立高度専門医療センター	0
船員保険	0
国有林野事業	0
地震再保険	0
森林保険	0
漁船再保険及漁業共済保険	0
国営土地改良事業	0
道路整備	0
治水	0
港湾整備	0
空港整備	0
登記	0
特定国有財産整備	0
食糧管理	0
特許	0
自動車検査登録	0
産業投資	0
都市開発資金金融通	0
交付税及び譲与税配付金	0
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	0
計	0

合計	13,685
----	--------

② 積立金・資金

特別会計名	積立金等残高
厚生保険	1,394,882
財政融資金	224,493
外国為替資金	142,091
国民年金	104,238
労働保険	98,327
国債整理基金	88,978
地震再保険	9,440
自動車損害賠償保障事業	6,576
船員保険	1,120
電源開発促進対策	945
農業共済再保険	535
森林保険	184
漁船再保険及漁業共済保険	175
農業経営基盤強化措置	163
国立高度専門医療センター	30
計	2,072,177

国有林野事業	0
貿易再保険	0
国営土地改良事業	0
道路整備	0
治水	0
港湾整備	0
空港整備	0
登記	0
特定国有財産整備	0
食糧管理	0
特許	0
自動車検査登録	0
産業投資	0
都市開発資金金融通	0
交付税及び譲与税配付金	0
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	0
計	0

合計	2,072,177
----	-----------

(注1) 純剰余金 = 嶸計剰余金 - 翌年度の歳出の財源等【翌年度繰越額 + その他控除額（支払備金等）+ 積立金積立額等 + 17'歳入予算計上額】

(注2) 積立金等残高は、平成16年度末現在の積立金等に、平成16年度決算の結果、翌年度において積立金等として積立てる（組入れる）べき額等を計上したもの。

(注3) 資金運用特別会計（国が行う資金運用の收支を明らかにするための会計）である財政融資金資金特別会計及び外国為替資金特別会計における資金は、それぞれ除外している。

各特別会計における剰余金、積立金等の状況（平成16年度決算ベース）

(単位：億円)

	歳入額(a) 16年度	左のうち一般会 計からの繰入額	歳出額(b)	歳計剰余金 (c)=(a)-(b)	純剰余金	純剰余金発生の要因	積立金・資金残高 (16'決算による 組入後)	積立金・資金名	積立金・資金の性格
1. 事業特別会計	901,203	130,525	846,835	54,368	11,694		1,615,670		
(1) 企 業	5,354	2,769	5,304	49	0		0		
国有林野事業	5,354	2,769	5,304	49	0		0		
国有林野事業勘定	3,463	1,125	3,448	15	0	—	0	—	—
治山勘定	1,890	1,644	1,856	34	0	—	0	—	—
(2) 保険事業	747,729	76,578	712,019	35,710	9,633		1,608,901		
地震再保険	539	0	1	538	0	—	9,440	積立金	再保険金の支払いを要する地震の発生に備えるための積立
厚生保険	426,512	55,234	422,773	3,739	38		1,394,882		
健康勘定	88,315	8,694	87,317	998	0	—	2,448	事業運営安定資金	政府管掌健康保険事業の財政安定化を図るために設置
年金勘定	328,477	42,792	326,118	2,359	0	—	1,376,619	積立金	厚生年金保険料財源を積立て、将来世代の急激な負担の上昇又は給付の低下を緩和するために設置
児童手当勘定	4,322	2,932	4,253	69	7	児童手当交付金に係る返納金の受入が予定より多かったこと等のため(翌々年度の一般会計繰入で調整)	796	積立金	翌年度以降の児童手当交付金等の財源とするために設置
業務勘定	5,398	817	5,085	313	31	退職者が少なかったので、退職手当を要することが少なかったこと等のため(翌々年度の一般会計繰入で調整)	15,019	特別保健福祉事業資金	・運用益で特別保健福祉事業を実施 ・特別保健福祉事業を廃止した場合には、年金勘定に繰入れ(過去に行われた厚生年金保険国庫負担の繰入れの特例措置に対する一般会計からの繰入れとの扱い)
船員保険	725	49	669	56	0	—	1,120	積立金	年金等の将来給付に充てるための資金としてこれを積み立て運用収入を得るとともに、決算上不足を生じたとき、これを補足するための準備的資金として設置
国民年金	233,127	16,148	219,172	13,955	8,032		104,238		

(単位：億円)

		歳入額(a) 16年度	左のうち一般会 計からの繰入額	歳出額(b)	歳計剰余金 (c)=(a)-(b)	純剰余金	純剰余金発生の要因	積立金・資金残高 (16'決算による 組入後)	積立金・資金名	積立金・資金の性格
	基礎年金勘定	175,575	0	160,086	15,489	7,996	1人当たり給付費等が予定より少なかつた等のため	7,246	積立金	・昭和60年改正前国民年金法における任意加入のサラリーマンの妻に係る保険料の積立て分 ・将来の年金給付の原資とするもの
	国民年金勘定	55,709	15,219	57,416	▲ 1,707	0	—	96,991	積立金	国民年金保険料財源を積立て、将来世代の急激な負担の上昇又は給付の低下を緩和するために設置
	福祉年金勘定	285	235	224	60	23	福祉年金受給者等が予定より少なかつたため	0	—	—
	業務勘定	1,559	694	1,446	113	12	非常勤職員（国民年金推進員）の採用が予定より少なかつたので非常勤職員手当を要することが少なかつたこと等のため（翌々年度の一般会計繰入で調整）	0	—	—
	労働保険	81,696	4,289	68,087	13,609	68		98,327		
	労災勘定	14,079	13	11,264	2,815	0	—	76,990	積立金	将来の年金給付の原資
	雇用勘定	30,571	4,276	19,855	10,716	0	—	16,026	積立金	不測の経済変動時にも失業等給付費を安定的に給付するための原資 ※積立残高が失業等給付費の2倍以上になる場合は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」第12条第5項の規定により保険料率を引き下げるところ。
	徴収勘定	37,046	0	36,967	78	68	前年度剰余金の受入が予定より多かったこと等のため	0	—	将来の雇用情勢の悪化に備えた雇用保険三事業の財源の積立 ※ 積立残高が雇用保険三事業の1.5倍以上になる場合は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」第12条第7項の規定により保険料率を引き下げるところ。
	農業共済再保険	1,156	668	879	276	62		535		
	再保険金支払基金勘定	198	0	82	117	62	共済事故の発生が少なかったため	0	—	—
	農業勘定	353	267	348	4	0	—	89	積立金	再保険金の支払いに備えるための積立金
	家畜勘定	441	324	321	120	0	—	306	積立金	再保険金の支払いに備えるための積立金

(単位：億円)

		歳入額(a) 16年度	左のうち一般会 計からの繰入額	歳出額(b)	歳計剰余金 (c)=(a)-(b)	純剰余金	純剰余金発生の要因	積立金・現金預 金(16年度によ り積入後)	積立金・資金名	積立金・資金の性格
	果樹勘定	106	34	75	30	0	—	0	—	—
	園芸施設勘定	46	31	42	5	0	—	141	積立金	再保険金の支払いに備えるための 積立金
	業務勘定	12	12	12	0	0	—	0	—	—
	森林保険	153	0	23	129	0	—	184	積立金	将来の異常災害に備える準備金 的性格
	漁船再保険及漁業共済保険	174	151	171	3	0		175		
	漁船普通保険勘定	79	69	86	▲ 7	0	—	118	積立金	将来の異常災害に備える準備金 的性格
	漁船特殊保険勘定	0	0	0	0	0	—	44	積立金	将来の異常災害に備える準備金 的性格
	漁船乗組員給与保険勘定	0	0	0	0	0	—	13	積立金	将来の異常災害に備える準備金 的性格
	漁業共済保険勘定	84	71	74	10	0	—	0	—	—
	業務勘定	11	11	11	0	0	—	0	—	—
	貿易再保険	3,648	40	244	3,404	1,432	再保険金の支払請求が少なかったの で、再保険金を要することが少な かった等によるもの	0	—	—
	(3) 公共事業	87,583	46,357	76,238	11,345	278		0		
	国営土地改良事業	5,299	2,572	5,115	183	0	—	0	—	—
	道路整備	54,591	26,990	47,020	7,572	0	—	0	—	—
	治水	18,160	12,187	15,411	2,749	60		0		
	治水勘定	15,679	10,700	13,311	2,368	0	—	0	—	—
	特定多目的ダム建設工事勘定	2,481	1,487	2,100	381	60	・当初見込んでいなかった土地売 代等により収入が予定よりも多 かったこと等によるもの ・契約単価が予定を下回ったこと等 により多目的ダム建設事業費を要す ることが少なかったこと等により不 用額を生じたこと等によるもの	0	—	—

(単位：億円)

	歳入額(a) 16年度	左のうち一般会 計からの繰入額	歳出額(b)	歳計剰余金 (c)=(a)-(b)	純剰余金	純剰余金発生の要因	積立金・資金残高 (16'決算による 繰入後)	積立金・資金名	積立金・資金の性格
港湾整備	4,255	2,997	4,086	169	0	—	0		
	4,164	2,972	3,998	166	0	—	0	—	—
	特定港湾施設工事勘定	91	24	88	3	0	—	0	—
	空港整備	5,278	1,611	4,606	672	217 ・空港用地の売払いが予定よりも多 かつたこと ・空港等維持運営費の節減等により 不用額を生じたこと	0	—	—
(4) 行政的事業	40,168	3,585	36,829	3,339	1,233		6,769		
登記	1,905	712	1,686	219	63	前年度剰余金の受入が予定より多 かつたこと等のため	0	—	—
特定国有財産整備	2,441	94	1,952	489	408	特定施設売払代が予定より多かつた こと等によるもの	0	—	—
国立高度専門医療センター	1,496	470	1,478	18	0	—	30	積立金	この会計の歳出の財源に充てる ための積立て
食糧管理	24,904	2,292	24,772	132	63		0		
国内米管理勘定	4,883	0	4,882	1	0	—	0	—	—
国内麦管理勘定	1,057	0	1,057	0	0	—	0	—	—
輸入食糧管理勘定	3,753	0	3,629	123	61	翌年度当初の支払財源に充てるた め、年度末に発効した食糧証券によ る資金調達で、収納済歳入額が多く なったため	0	—	—
農産物等安定勘定	0	0	0	0	0	—	0	—	—
輸入飼料勘定	308	3	304	4	2	輸入飼料の買入数量が予定より減少 したこと等により輸入資料買入費を 要することが少なかつたため	0	—	—
業務勘定	1,353	0	1,349	4	0	—	0	—	—
調整勘定	13,551	2,289	13,551	0	0	—	0	調整資金	食糧管理特別会計の資金操作を 円滑にし、利子負担の軽減を図り、 損失見合いの借入を避け、 食糧管理特別会計運営の健全化 に資するため

(単位：億円)

	歳入額(a) 16年度	左のうち一般会 計からの繰入額	歳出額(b)	歳計剰余金 (c)=(a)-(b)	純剰余金	純剰余金発生の要因	積立金・資金理済 (16年度による 繰入金)	積立金・資金名	積立金・資金の性格
農業経営基盤強化措置	1,240	0	433	808	455	農業改良資金等の貸付額が予定を下回ったので、農業改良資金貸付金等を要する事が少なかった	163	積立金	昭和59年度の旧自作農創設特別措置特別会計の決算剰余金を積立金とし、農地等の買収代金及び農地保有合理化に関する事業に対する助成の財源が不足する場合これに充当することとされている
	2,133	0	1,306	827	217	主に未着手分の審査・審判に必要となる経費に将来充てられる納付済手数料の存在から発生するもの	0	—	—
	610	18	463	147	21	自動車検査登録事務所跡地等の売払いが予定より多かったこと等によるもの	0	—	—
	5,438	0	4,739	699	7		6,576		
	768	0	79	690	7	予備費使用がなかったこと等によるもの	0	—	—
	172	0	164	8	0	—	2,853	積立金	自動車事故対策事業等の原資
	4,497	0	4,496	1	0	—	3,723	積立金	保険料等充当交付金等の原資
(5) 融資事業	20,369	1,236	16,445	3,924	549		0		
産業投資	19,446	1,204	15,761	3,685	490		0		
産業投資勘定	3,698	0	453	3,245	480	J-POWER民営化ファンド株式会社の解散等に伴う出資金の回収があったこと等によるもの	0	資金	一般会計からの繰入金及び資金の運用利息をもって投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図る
社会資本整備勘定	15,749	1,204	15,308	440	9	繰上償還があったため、歳入上、一般会計への未繰入金が発生したこと等によるもの	0	—	—
都市開発資金金融通	923	32	684	239	60	・貸付金の繰上償還が予定より多かったこと等のため ・用地取得の難航等により、都市開発資金貸付金を要することが予定より少なく、不用が発生したこと等によるもの	0	—	—
2. 資金運用特別会計	627,141	0	568,105	59,036	0		366,584		
財政融資金	604,613	0	567,833	36,781	0	—	224,493	積立金	毎会計年度の決算上の収納済額が支払済額等に不足する場合に補足するため
外国為替資金	22,527	0	272	22,255	0	—	142,091	積立金	決算上の不足を生じたときに積立金から補足する

(単位：億円)

	歳入額(a) 16年度	左のうち一般会 計からの繰入額	歳出額(b)	歳計剰余金 (c)=(a)-(b)	純剰余金	純剰余金発生の要因	積立金・資金残高 (16'当坑による 繰入額)	積立金・資金名	積立金・資金の性格
3. その他	2,664,660	355,735	2,345,389	319,272	1,992		89,923		
(1) 整理区分	2,635,070	351,770	2,323,085	311,985	43		88,978		
交付税及び譲与税配付金	698,752	176,621	681,084	17,668	43		0		
交付税及び譲与税配付金勘定	697,842	176,621	680,288	17,554	0	—	0	—	—
交通安全対策特別交付金勘定	910	0	796	114	43	道路交通法の違反による納金が予定より多かったため	0	—	—
国債整理基金	1,936,319	175,149	1,642,002	294,317	0	—	88,978	国債整理基金	国債・借入金の償還等に備えるための資金
(2) その他	29,590	3,965	22,304	7,286	1,949		945		
電源開発促進対策	6,480	0	4,252	2,228	875		945		
電源立地勘定	3,179	0	2,149	1,030	441	原発の立地の遅れにより周辺地域への交付金の配付が進まなかったことなどにより、不用が発生したこと等によるもの	945	周辺地域整備資金	電源立地の進展に伴って将来発生する財政需要に対応するための積立
電源利用勘定	3,301	0	2,103	1,198	435	新エネルギー対策事業が予定を下回ったこと等により不用が発生したこと等による	0	—	—
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	23,110	3,965	18,052	5,059	1,073		0		
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	21,823	3,965	17,511	4,313	1,011	国家儲蓄石油の放出に備えた費目が不用になっていること等によるもの	0	—	—
石炭勘定	1,287	0	541	746	63	原油等関税の収入が予定より多かったこと等のため	0	—	—
合 計	4,193,004	486,261	3,760,329	432,675	13,685		2,072,177		

(注1) 純剰余金 = 歳計剰余金 - 翌年度の歳出の財源等【翌年度繰越額 + その他控除額（支払備金等）+ 積立金積立額等 + 17'歳入予算（当初）計上額】

(注2) 積立金・資金残高は、平成16年度末現在の積立金等に、平成16年度決算の結果、翌年度において積立金等として積立てる（組入れる）べき額等を計上したもの。

(注3) 資金運用特別会計（国が行う資金運用の收支を明らかにするための会計）である財政融資金資金特別会計及び外国為替資金特別会計における資金は、それぞれ除外している。

(注4) 計数は、それぞれの項目で四捨五入している。

各特別会計における剰余金の処理方法

特別会計名	処理方法	特会法上の 根拠条文	備考
(企業特会) ○国有林野 ・国有林野事業勘定 ・治山勘定	持越現金 翌年度歳入繰入れ	一 第16条の2	損益計算による利益は積立て（第12条）
(保険事業特会) ○地震再保険	積立て	第9条	歳出予算繰越額その他政令で定める額は翌年度歳入繰入れ
○厚生保険 ・健康勘定 ・年金勘定 ・児童手当勘定 ・業務勘定	積立て 積立て 積立て or 翌年度歳入繰入れ 積立て or 他勘定(年金及び児童手当)の積立金に組入れ又は業務勘定の翌年度歳入に繰入れ	第7条の2 第8条 第8条の2 第9条	事業運営安定資金に組入れ 政令の定めるところによる 積立ての場合は事業運営安定資金に組入れ
○船員保険	積立て or 翌年度歳入繰入れ	第15条	政令の定めるところによる
○国民年金 ・国民年金勘定 ・基礎年金勘定 ・福祉年金勘定 ・業務勘定	積立て or 翌年度歳入繰入れ 翌年度歳入繰入れ 翌年度歳入繰入れ 翌年度歳入繰入れ or 国民年金勘定の積立金に組入れ	第12条 第13条 第13条 第13条	政令の定めるところによる
○労働保険 ・労災勘定 ・雇用勘定 ・徴収勘定	積立て 積立て 翌年度歳入繰入れ	第18条 第18条 第18条	三事業費充当分については雇用安定資金に組入れ

特別会計名	処理方法	特会法上の 根拠条文	備考
○農業共済再保険 ・再保険金支払基金勘定 ・農業勘定 ・家畜勘定 ・果樹勘定 ・園芸施設勘定 ・業務勘定	翌年度歳入繰入れ 再保険金支払基金勘定からの受入金相当額までは同勘定に繰入れ。残余は各々の勘定に積立て。	第 6 条 第 6 条 第 6 条 第 6 条 第 6 条 第 7 条	積立てについては政令の定めるところによる
○森林保険	積立て	第 3 条	
○漁業再保険及漁業共済保険 ・漁船普通保険勘定 ・漁船特殊保険勘定 ・漁船共済保険勘定 ・漁船乗組員給与保険勘定 ・業務	積立て 積立て 積立て 積立て 翌年度歳入繰入れ	第 3 条の 5 第 3 条の 5 第 3 条の 5 附則第 6 項による読み替え 第 3 条の 5	政令の定めるところによる 政令の定めるところによる 政令の定めるところによる
○貿易再保険	翌年度歳入繰入れ	第 9 条	
(公共事業特会)			
○国営土地改良事業	(工事別区分により) 翌年度歳入繰入れ	第 21 条	(法第 11 条、施行令第 6 条の 2 参照)
○道路整備	翌年度歳入繰入れ	第 16 条	
○治水 ・治水勘定 ・特定多目的ダム	翌年度歳入繰入れ (工事別等区分により) 翌年度歳入繰入れ	第 18 条 第 18 条	
○港湾整備 ・港湾整備勘定 ・特定港湾施設	翌年度歳入繰入れ (工事別等区分により) 翌年度歳入繰入れ	第 18 条 第 18 条	
○空港整備	翌年度歳入繰入れ	第 14 条	

特別会計名	処理方法	特会法上の 根拠条文	備考
(行政的事業特会)			
○登記	翌年度歳入繰入れ	第7条	政令で定める額を控除した額を、予算で定めるところにより一般会計に繰り入れることができる。
○特定国有財産整備	翌年度歳入繰入れ	第7条	
○国立高度専門医療センター	積立て	第16条	歳出繰越額相当額は翌年度歳入に繰入れ
○食糧管理	(各勘定毎に) 翌年度歳入繰入れ	第8条	
○農業経営基盤強化措置	翌年度歳入繰入れ	第8条	政令で定める額を控除した額を、予算で定めるところにより一般会計に繰り入れることができる。
○特許	翌年度歳入繰入れ	第8条	政令で定める額を控除した額を、予算で定めるところにより一般会計に繰り入れることができる。
○自動車損害賠償保障事業			
・保障勘定	翌年度歳入繰入れ	第8条 附則第13項による読み替え	
・自動車事故対策勘定	積み立て（歳出繰越額相当額は翌年度歳入に繰入れ）	附則第10項	
・保険料等充当交付金勘定		附則第18項による読み替え	
○自動車検査登録	翌年度歳入繰入れ	第9条	
(融資事業特会)			
○産業投資	翌年度歳入繰入れ	第9条	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第10項により、各勘定毎とされている。
○都市開発資金金融通	翌年度歳入繰入れ	第8条	
(資金特会)			
○財政融資金	積立て	第8条	
○外国為替資金	一般会計繰入れ+積立て	第13条	予算の定めるところにより一般会計に繰入れ、残額を積立金として積み立てる。
(整理区分特会)			
○国債整理基金	—	—	特別会計=基金（資金）であり、歳入超過額は翌年度へ繰り越され支出残額は遡次繰越される（第8条）
○交付税及び譲与税配付金	翌年度歳入繰入れ	第9条	附則第4条により、各勘定毎とされている。

特別会計名	処理方法	特会法上の 根拠条文	備考
(その他) ○電源開発促進対策 ・電源立地勘定	積立て + 翌年度歳入 繰入れ	第 7 条	政令で定めるところにより周辺地域整備資金に組入 れ、なお残余があるときは、翌年度歳入に繰り入れ る。
・電源利用勘定 ○石油及びエネルギー 一需給構造高度化対 策	翌年度歳入繰入れ (各勘定毎に) 翌年度歳入繰入れ	第 7 条 第 8 条 附則 14 項	

一般会計・特別会計予算額の比率の推移

年度	純計額	一般会計 ①	特別会計 ②	うち 郵政3事業特会 ②／①	除く3特会 ③	うち 国債整理基金 ③／①	交付税及び 譲与税配付金	財政融資資金	厚生保険	国民年金	(単位:億円・倍)	
											⑤	⑤／①
昭和 40 年	67,575	36,581	67,082	1.83	7,476	59,606	1.63	4,859	7,812	2,918	4,067	765
45 年	143,821	79,498	169,883	2.14	14,838	155,046	1.95	21,333	17,811	8,532	10,930	2,231
50 年	358,977	212,888	364,119	1.71	46,590	317,530	1.49	38,545	48,313	27,273	36,145	14,114
55 年	781,129	425,888	897,706	2.11	94,634	803,072	1.89	183,752	155,334	65,357	85,721	41,689
60 年	971,029	524,996	1,195,306	2.28	157,918	1,037,387	1.98	297,983	159,193	115,037	138,540	58,543
平成 2 年	1,218,562	662,368	1,754,857	2.65	242,193	1,512,665	2.28	416,945	187,711	144,592	331,846	147,451
7 年	1,595,419	709,871	2,417,183	3.41	363,999	2,053,183	2.89	533,878	260,698	192,657	524,465	203,896
12 年	2,088,092	849,871	3,186,885	3.75	403,240	2,783,645	3.28	1,178,196	539,050	147,447	396,827	226,931
13 年	2,509,351	826,524	3,730,150	4.51	356,513	3,373,637	4.08	1,275,547	601,985	563,614	408,486	230,697
14 年	2,484,001	812,300	3,826,641	4.71	376,129	3,450,511	4.25	1,430,367	643,265	451,782	419,849	216,271
15 年	2,323,450	817,891	3,692,975	4.52	0	3,692,975	4.52	1,581,419	671,264	512,966	422,436	221,392
16 年	2,424,352	821,109	3,874,097	4.72	0	3,874,097	4.72	1,691,013	683,848	592,839	429,407	228,761
17 年	2,396,553	821,829	4,119,442	5.01	0	4,119,442	5.01	1,917,021	701,886	483,108	526,523	244,467
												246,438
												0.30

(注)財政融資資金は、平成12年度までは資金運用部特別会計である。

いわゆる目的税・特定財源について

いわゆる目的税・特定財源について明確な定義があるわけではないが、代表的な分類を取り上げると、通例以下のようになる。

1) 目的税

特定の経費に充てることを目的として課される税であって、税法上その使途が特定されているもの。国税では、電源開発促進税、地方道路税及び特別とん税の三種類。

いずれも、特別会計に直入。

2) 譲与税法で使途が特定されているもの

課税根拠となる税法とは別に譲与税法で、使途が特定されているもの。いずれも、交付税及び譲与税配付金特別会計へ直入される。石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税の地方譲与税分がこれに該当。

3) 特別会計法等で使途が特定されているもの

特別会計法や個別の法律等で使途が特定されているもの。税だけでなく、原油等関税や電波利用料のようなものも含まれる。基本的には、一般会計を経由。

4) 事実上その使途が特定されているもの

自動車重量税（地方の道路財源として譲与される 1／3分を除く）は、国の一般財源であるが、創設時の経緯等に鑑み、その約 8 割相当額を道路財源に充てることとされている。

目的税・特定財源一覧

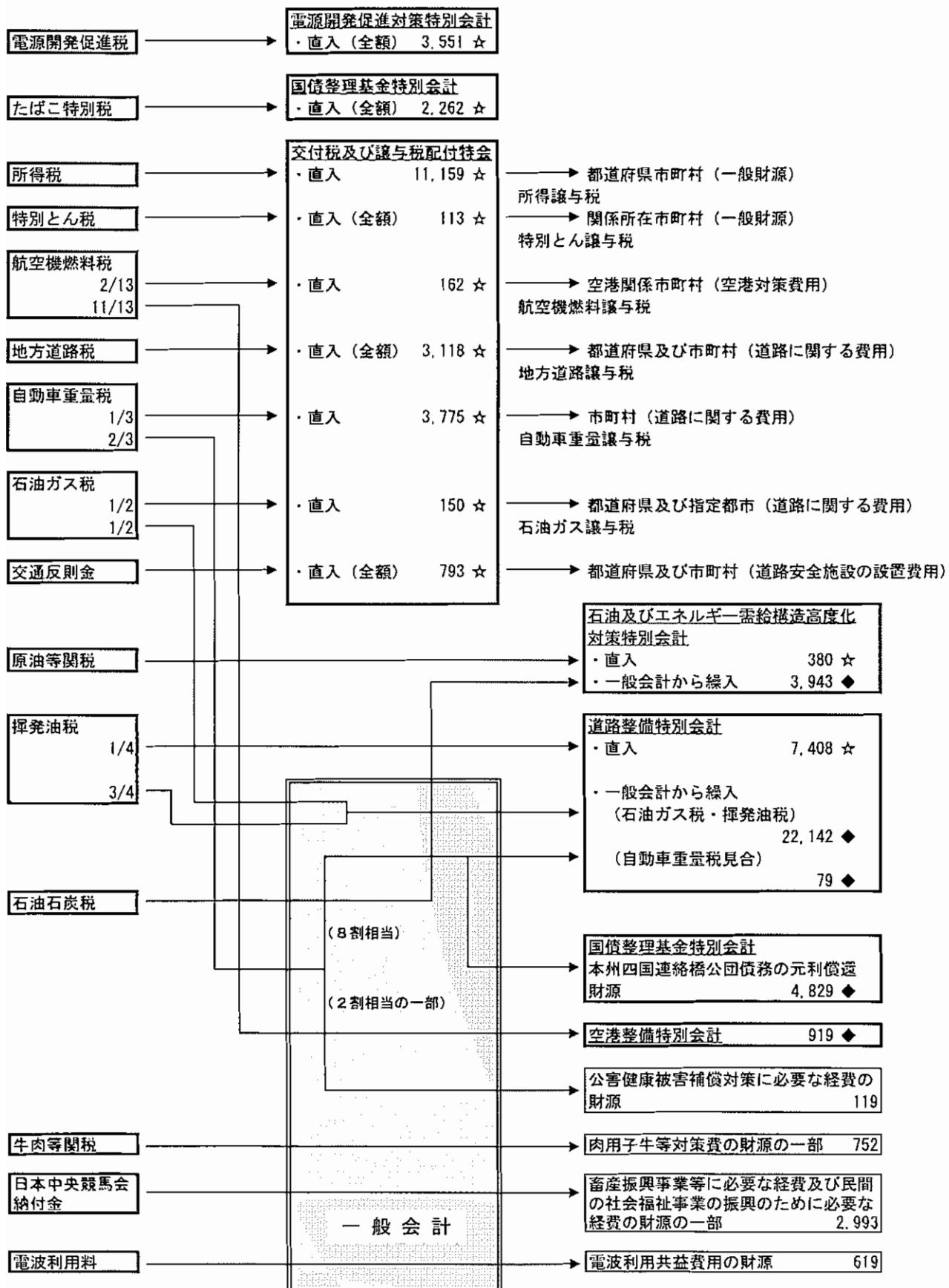
(資料 13)

分類	財源	使途特定の根拠法	受入方法等	繰入額	使途
1. 税法で使途が特定されているものの(目的税)(国税分)	電源開発促進税	電源開発促進税法	電源開発促進対策特会へ直入	電源開発促進税収入額の全額	電源立地・利用促進対策財源
	地方道路税	地方道路譲与税法	交付税及び譲与税配付金特会へ直入	地方道路税収入額の全額	道路財源
	特別とん税	特別とん税法	交付税及び譲与税配付金特会へ直入	特別とん税収入額の全額	特別とん譲与税財源(地方公共団体の一般財源)
2. 譲与税法で使途が特定されているもの	石油ガス税(地方譲与分)	石油ガス譲与税法	交付税及び譲与税配付金特会へ直入	石油ガス税収入額の1/2相当額	道路財源
	自動車重量税(地方譲与分)	自動車重量譲与税法	交付税及び譲与税配付金特会へ直入	自動車重量税収入額の1/3相当額	道路財源
	航空機燃料税(地方譲与分)	航空機燃料譲与税法	交付税及び譲与税配付金特会へ直入	航空機燃料税収入額の2/13相当額	空港財源
3. 特会法及び実体法で使途が特定されているもの イ) 税	石油石炭税	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特会法	一般会計から石油及びエネルギー需給構造高度化対策特会に繰入	石油石炭税収入額の一部	石油及びエネルギー需給構造高度化対策財源
	航空機燃料税	空港整備特会法	一般会計から空港整備特会へ繰入	航空機燃料税収入額の11/13相当額	空港財源
	揮発油税	道路整備費の財源等の特例に関する法律	一般会計から道路整備特会へ繰入	揮発油税収入額の3/4相当額	道路財源
	揮発油税	道路整備費の財源等の特例に関する法律	道路整備特会へ直入	揮発油税収入額の1/4相当額	道路財源
	石油ガス税	道路整備費の財源等の特例に関する法律	一般会計から道路整備特会へ繰入	石油ガス税収入額の1/2相当額	道路財源
	自動車重量税	公害健康被害の補償等に関する法律	一般会計	自動車重量税収入額の一部	公害補償対策財源
ロ) 関税	原油等関税	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特会法	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特会へ直入	原油等関税収入額の全額	石炭対策終了に際し借り入れた借入金の償還等の財源
	牛肉等関税	肉用子牛生産安定等特別措置法	一般会計	牛肉関税収入額の全額	肉用子牛等対策
ハ) 税以外	交通反則者納金	道路交通法	交付税及び譲与税配付金特別会計へ直入	反則金の全額	交通安全対策
	日本中央競馬会納付金	日本中央競馬会法	一般会計	競馬会の国庫納付金の全額	畜産振興事業 社会福祉事業
	電波利用料	電波法	一般会計	電波利用料収入額の全額	電波利用共益費用

その他事実上使途が特定されているもの	自動車重量税	法律上の規定なし	一般会計	税創設及び運用の経緯から、国分税収の約8割相当額を道路整備に充てる慣行	道路財源
--------------------	--------	----------	------	-------------------------------------	------

目的税・特定財源等 (17年度予算ベース)

(単位: 億円)



(注) 自動車重量税は、税創設及び運用の経緯から、国分稅收の8割相当額を道路整備に充てる慣行となっているが、法律上使途が特定されているわけではない。

道路特定財源

財源	使途特定の根拠法	受入方法・繰入分	受益と負担の考え方	課税対象	税率	17年度収取 (億円)	うち繰入額 (億円)	使途の歳出規模 (億円)	
国	揮発油税 <small>(昭和24年創設 昭和29年より特定財源)</small>	道路整備費の財源等の特例に関する法律	全額 <small>(昭和60年度より1/15を道路整備特別会計に直入。昭和63年度より1/4に拡大している。)</small>	燃料の消費、自動車の利用に着目して、道路整備事業による走行時間の短縮等の受益を受ける自動車利用者に道路整備費の負担を求めるもの	揮発油	(暫定税率) 48.6円/l (本則税率) 24.3円/l	29,138 (他に決算 491)	一般会計から 22,221 道路特会直入 7,408	道路特会歳出 30,463 (剰余金等602含み、 NTT-A除き。) [道 路特会繰入れ 22,453 (うち特定財源 22,374 自重税見合 79)] [道 路特会直入 7,408]
	石油ガス税 <small>(昭和41年創設)</small>	道路整備費の財源等の特例に関する法律	収入額の1/2 <small>(1/2は石油ガス譲与税として地方に譲与される。)</small>		自動車用石油ガス	(本則税率) 17.5円/kg	150 (国分) (他に決算 3)	一般会計から 153	
	自動車重量税 <small>(昭和46年創設)</small>	_____	収入額の国分(2/3)の約8割 <small>(収入額の2/3は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から約8割相当額は道路財源とされている。)</small>		乗用車、トラック、バス、軽自動車等	[例]自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	7,550 (国分)	(79) 約8割相当額5,851 のうち、本州四国連絡橋公団債務の元利償還4,829、情報システムを活用した道路交通の円滑化等に943を活用	
	計						36,838	一般会計から 22,374 道路特会直入 7,408	
	地方道路譲与税 <small>(昭和30年創設)</small>	地方道路譲与税法	地方道路税の収入額の全額 <small>(揮発油税と併課される) 58/100:都道府県及び指定市 42/100:市町村</small>	交付税特会直入	揮発油	(暫定税率) 5.2円/l (本則税率) 4.4円/l	3,118	3,118 (交付税特会歳入ベース)	3,072 (交付税特会歳出ベース)
地方	石油ガス譲与税 <small>(昭和41年創設)</small>	石油ガス譲与税法	石油ガス税の収入額の1/2 <small>:都道府県及び指定市</small>		自動車用石油ガス	石油ガス税に同じ	150	150 (交付税特会歳入ベース)	147 (交付税特会歳出ベース)
	自動車重量譲与税 <small>(昭和46年創設)</small>	自動車重量譲与税法	自動車重量税の収入額の1/3 <small>:市町村</small>		乗用車、トラック、バス、軽自動車等	自動車重量税に同じ	3,775	3,775 (交付税特会歳入ベース)	3,767 (交付税特会歳出ベース)
	軽油引取り税 <small>(昭和31年創設)</small>	地方税法	全額 <small>:都道府県及び指定市</small>		軽油の引取り	(暫定税率) 32.1円/l (本則税率) 15.0円/l	10,556 (地財計画ベース)		(参考) 地方公共団体普通会計における道路橋りょう費 59,735億円 (H14決算ベース)
	自動車取得税 <small>(昭和43年創設)</small>	地方税法	全額 <small>3/10 :都道府県及び指定市 7/10 :市町村</small>		自動車の取得	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,655 (地財計画ベース)		
	計						22,254		

目的税・特定財源(道路特定財源以外)

財源	使途特定の根拠法	受入方法等	繰入分	使途	受益と負担の考え方	課税対象	税率	17年度収収(億円)	うち繰入額(億円)	使途の歳出規模(億円)
1 税法で使途が特定されているもの(目的税)	電源開発促進税	電源開発促進税法	電源開発促進対策特会へ直入	電源開発促進税収入額の全額	電源立地・利用促進対策財源	電力の安定供給確保の必要性に鑑み、電気の利用者が発電用施設の設置及び利用の促進等を図るための費用を負担することが適当との考えによるもの	一般電気事業者の販売電気	販売電気 400円／1,000kw時	3,551	3,551 (特会直入) 4,492 [繰入額との差は、前年度剩余金等による]
	特別とん税	特別とん税法	交付税及び譲与税配付金特会へ直入	特別とん税収入額の全額	特別とん譲与税財源(地方公共団体の一般財源)	港湾施設を有する市町村が要する経費が、入港貿易船量に対応して増加することに着目したもの	外国貿易船の開港への入港	20円/トン (純トン数)	113	113 (特会直入) (交付税特会歳入ベース) 113 (交付税特会歳入ベース)
2 譲与税法で使途が特定されているもの	航空機燃料譲与税	航空機燃料譲与税法	交付税及び譲与税配付金特会へ直入	航空機燃料税収入額の2/13に相当する額	空港財源	空港騒音対策等にかかる費用を、その原因となる航空機に積み込まれる航空機燃料に着目して賄うもの	航空機燃料	航空機燃料 26,000円/kl	162	162 (特会直入) (交付税特会歳入ベース) 161 (交付税特会歳入ベース)
3 特会法及び実体法で使途が特定されているもの(イ)税	石油石炭税	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特会法	一般会計から石油及びエネルギー需給構造高度化対策特会に繰入	石油石炭税収入額の一部	石油及びエネルギー需給構造高度化対策財源	エネルギーの安定供給確保の必要性に鑑み、石油製品等の利用者が石油の開発・備蓄・省エネルギー対策等の費用を負担することが適当との考えによるもの	原油、輸入石油製品、天然ガス等	原油、 輸入石油製品 2,040円/kl 天然ガス 960円/t ガス炭化水素 940円/t 石炭 460円/t	5,000	3,943 23,474 [繰入額との差は、石油証券及び借入金収入、前年度剩余金等による]
	航空機燃料税	空港整備特会法	一般会計から空港整備特会へ繰入	航空機燃料税収入額の11/13に相当する額	空港財源	空港整備等にかかる費用を、その原因となる航空機に積み込まれる航空機燃料に着目して賄うもの	航空機燃料	26,000円/kl	890 (国分) (他に決算29)	919 4,973 [一般会計より 受入 1,673 一般財源 732 航燃税 919 NTT-B 債選 22 ・空港使用料 2,122 ・地公体負担金 68 ・雑収入等 482 ・借入金 628]
	自動車重量税	公害健康被害の補償等に関する法律	一般会計	自動車重量税収入額の一部に相当する額	公害補償対策財源	公害健康被害者救済のために必要な費用は、汚染原因者が負担するもの	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	[例]自家用 乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	7,550 (国分)	119 119

目的税・特定財源(道路特定財源以外)

財源		使途特定の根拠法	受入方法等	総入分	使途	受益と負担の考え方	課税対象	税率	17年度税収(億円)	うち総入額(億円)	使途の歳出規模(億円)
(口)関税	原油等関税	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特会法	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特会へ直入	原油等関税収入の全額	国内石炭政策の終了(13年度末)に際して、12年度及び13年度に借り入れた借入金の元本及び利子の償還等の財源	石油との競合により国内石炭産業が構造調整を迫られたことに鑑み、国内石炭対策が13年度末に終了することを受け12年度及び13年度に借り入れた借入金の返済財源確保のため、17年度末まで輸入原油等に課税するもの	原油、重油、石油製品	(例)原油 170円/kl	380	380 (特会直入)	512
	牛肉等関税	肉用牛生産安定等特別措置法	一般会計	牛肉等関税収入額の全額	肉用牛等対策	牛肉の輸入自由化が国産食肉の需給に与える大きな影響にかんがみ、国内供給対策を確保するための財源を関税収入に求めるもの	牛肉、牛のくず肉の一部(生鮮、冷蔵、冷凍)等	38.5%	752	752	1,093
(ハ)税以外	交通反則者納金	道路交通法	交付税及び譲与税配付金特別会計へ直入	反則金の全額	交通安全対策	本来一般財源であるが、現下の情勢に鑑み、全額を地方の交通安全施設に充当するもの	――	――	――	793 (特会直入)	792
	日本中央競馬会納付金	日本中央競馬会法	一般会計	競馬会の国庫納付金の全額	畜産振興事業及び社会福祉事業	競馬の収益は公益目的に活用すべきであるが、JRAの存在目的である畜産振興及び特に公益性の高い社会福祉に係る経費に充てるべきとしたもの	――	――	――	2,993	13,988 (畜産:7,578 社福:6,410)
	電波利用料	電波法	一般会計	電波利用料収入額の全額	電波利用共益費用	電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的として行う事務処理費用を、当該事務の受益者である免許人が負担するもの	――	――	――	619	617

特殊法人等への財政支出(14~17年度:実質ベース)

(単位:億円)

年度	一般会計	増減	特別会計	増減	合計	増減
14	26,922	▲ 4,770	14,643	▲ 6,492	41,565	▲ 11,262
15	27,153	231	12,019	▲ 2,624	39,172	▲ 2,393 (注1)
16	28,638	25	12,389	▲ 439	41,027	▲ 413 (注2)
17	28,306	▲ 332	12,075	▲ 314	40,382	▲ 646 (注3)
合計	111,019	▲ 4,846	51,126	▲ 9,869	162,146	▲ 14,714

- (注)1. 15年度には特殊法人等の独立行政法人化が実施されており、独立行政法人に統合された国機関、公益法人等を含むベースでの15年度の財政支出は、一般会計28,613億円、特別会計12,828億円、合計41,440億円となる。
 2. 16年度の増減額は、上記注1に掲げた額との比較。
 3. 17年度の特別会計の計数は、特殊要因(年金資金運用基金44,436億円、石油天然ガス・金属鉱物資源機構762億円)を除いたもの。

特別会計財務書類の主要計数一覧表(平成15年度決算分)

(資料 17)

(単位:百万円)

特会・勘定名	貸借対照表			業務費用計算書									資産・負債差額増減計算書								区分別収支計算書						
	資産	負債	資産・負債差額	業務費用							財源	自己収入	目的税	他会計	業務費用	無償所替換等	評価差額	その他	増減計	業務収支				財務収支	本年度収支		
				人件費	退職引当金	補助金等	委託費等	減価償却費	貸倒引当金	その他										業務支出	施設支出	収支					
交付税(合算)	23,379,518	49,138,850	△ 25,759,331	20,015,877				19,851,303	1	164,570	19,383,724	82,890	734,093	18,566,740	△ 20,015,877				△ 632,154	18,899,757	△ 19,852,053		△ 952,295	1,706,638	754,343		
交付税及び譲与税配付金	23,372,687	49,138,850	△ 25,766,162	19,933,672				19,769,692	1	163,977	19,301,020	187	734,093	18,566,740	△ 19,933,672				△ 632,652	18,810,721	△ 19,769,848		△ 959,126	1,706,638	747,512		
交通安全対策特別交付金	6,830		6,830	82,205				81,611		593	82,703	82,703				△ 82,205				498	89,036	△ 82,205		6,830		6,830	
登記	101,636	148,970	△ 47,334	172,395	71,804	9,281			5,617	0	85,680	174,483	102,102		72,381	△ 172,395	1,723		3,426	7,238	187,754	△ 165,918	△ 3,474	18,361	△ 1	18,360	
地震再保険	898,416	898,005	411	51,641	48	0				51,591	51,816				△ 51,641					176	50,770	△ 107		50,663		50,663	
特定國有財産整備	423,698	361,148	62,550	51,383					6	51,376	62,150	18,137		44,012	△ 51,383	△ 858				9,908	141,027	△ 1,700	△ 23,474	115,853	△ 82,556	33,296	
産業投資(合算)	10,984,788	4,073,951	6,910,837	45,672	71	10			1	45,587	78,462				△ 45,672		1,045,848			1,078,639	502,158	△ 365,603		136,554		136,554	
産業投資	6,910,756	76	6,910,680	45,648	57	11			0	45,576	78,456				△ 45,648		1,045,848			1,078,657	118,075	△ 41,474		76,600		76,600	
社会資本整備	4,074,032	4,073,875	156	23	13	△ 1			0	9	5				△ 23					△ 18	384,082	△ 324,128			59,954		59,954
財政融資資金	388,083,013	368,557,860	19,525,852	7,220,075	2,816	155			385		7,216,714	10,384,905	10,384,905			△ 7,220,075					3,164,830	187,439,306	△ 149,447,246		37,992,060	△ 34,988,208	3,003,851
外國為替資金	98,404,709	88,428,697	9,976,011	22,289	301	16			2		21,949	3,775,582	3,775,582			△ 22,289			67,937	△ 3,488,489	332,762	168,569,314	△ 162,419,873		6,149,440	30,011,383	36,160,823
国債整理基金	19,958,209		19,958,209	9,315,110					133		9,314,976	9,402,678	211,139	241,106	8,950,432	△ 9,315,110			314,065	3,002,069	3,403,703	169,140,776	△ 154,202,068		14,938,707		14,938,707
厚生保険(合算)	145,753,194	140,545,034	5,208,160	39,808,600	77,484	9,084	453,770	119,864	58,881	45,159	39,044,339	38,720,614	31,910,529		6,810,085	△ 39,808,600	120		15,689,904	14,602,039	38,837,979	△ 39,116,642	△ 31,621	△ 31,283	△ 7,489	△ 31,773	
健康	579,119	1,571,273	△ 992,153	7,273,930					22,981	13,040	7,237,906	7,320,567	6,409,234		911,332	△ 7,273,930				46,638	7,280,063	△ 7,272,421		7,641	△ 7,489	152	
年金	144,849,620	138,794,412	6,055,207	32,075,936				116,436		23,566	16,887	31,919,042	30,949,560	25,313,031		5,636,528	△ 32,075,936			15,699,904	14,563,528	31,102,189	△ 31,440,137		△ 337,947		△ 337,947
児童手当	163,595	51,072	112,523	340,254	162	△ 10	329,027	8,121	606	△ 2	2,348	330,880	5,806		325,074	△ 340,254				△ 9,374	342,551	△ 338,303	△ 228	4,019		4,019	
業務	1,653,281	1,630,698	32,582	549,258	77,322	9,104	8,306	111,742	11,727	15,233	315,818	550,384	182,456		367,928	△ 549,258	120			1,247	569,240	△ 521,845	△ 31,392	16,002		16,002	
船員保険	146,716	2,404	144,312	77,791	1,261	42	315	656	1,220	1,199	73,069	77,470	72,125		5,345	△ 77,791				△ 321	76,226	△ 72,831	△ 286	3,108		3,108	
国民年金(合算)	13,432,527	10,505,126	2,927,400	16,362,822	40,241	3,306		636,600	8,217	963,520	14,710,932	16,619,211	4,727,168		11,892,043	△ 16,362,822			2,892,055	3,148,444	16,982,692	△ 15,491,931	△ 2,730	1,488,030		1,488,030	
基礎年金	2,254,971		2,254,971	15,217,575				598,299		125	14,619,149	15,379,102	1,595,234		13,783,867	△ 15,217,575				161,527	16,745,977	△ 15,217,449		1,528,527		1,528,527	
国民年金	11,152,268	10,440,799	711,699	6,687,400					4,711	963,399	5,719,288	6,791,455	3,131,361		3,660,094	△ 6,687,400			2,892,055	2,996,109	5,767,669	△ 5,817,680		△ 50,010		△ 50,010	
福祉年金	4,912	4,782	130	27,698						△ 4	27,702	27,670	68		27,602	△ 27,698				△ 28	34,525	△ 29,620		4,904		4,904	
業務	20,373	59,544	△ 39,171	152,486	40,241	3,306			38,301	3,506	67,128	143,321	503		142,817	△ 152,485				△ 9,166	150,207	△ 142,867	△ 2,730	4,608		4,608	
労働保険(合算)	10,655,662	8,619,080	2,036,381	3,665,331																							

特別会計財務書類の主要計数一覧表(平成15年度決算分)

(単位:百万円)

特会・勘定名	貸借対照表			業務費用計算書								資産・負債差額増減計算書								区別収支計算書									
	資産	負債	資産・負債差額	業務費用							その他	財源	自己収入	目的税	他会計	業務費用	無因所管換算	評価差額	その他	増減計	業務収支			財源	業務支出	施設支出	収支	財務収支	本年度収支
				人件費	退職引当金	補助金等	委託費等	減価償却費	貸倒引当金	その他	財源	自己収入	目的税	他会計	業務費用	無因所管換算	評価差額	その他	増減計	財源	業務支出	施設支出	収支	財務収支	本年度収支				
農業経営基盤強化措置	241,987	211,301	30,686	22,771			20,842	1,724		△ 1	204	8,827	8,827			△ 22,771	△ 0			△ 13,944	138,319	△ 37,971		100,348		100,348			
貿易再保険	1,081,187	483,907	597,280	58,739	275	29		75	257		58,101	63,806	58,556		5,250	△ 58,739			5,067	268,589	△ 20,180		248,409		248,409				
特許	164,422	99,110	65,312	104,769	24,363	2,377	183	8,418	4,738		64,684	104,053	104,036		17	△ 104,769	112			△ 604	197,466	△ 103,979	△ 27	93,459		93,459			
電源開発促進対策(合算)	537,831	2,752	535,079	390,517	2,159	1,913	288,646	83,353	1,402		13,039	375,016	8,688	368,328		△ 350,517	14,050			△ 1,450	681,987	△ 402,717		279,269		279,269			
電源立地	188,863	670	188,193	174,679	566	211	126,738	36,123	370		10,667	160,749	727	160,022		△ 174,679	11,189			△ 2,740	350,923	△ 190,965		159,958		159,958			
電源利用	348,968	2,081	346,886	215,837	1,592	1,701	161,908	47,228	1,032		2,370	214,266	7,961	206,305		△ 215,837	2,860			1,290	331,063	△ 211,752		119,311		119,311			
石油及びエネルギー(合算)	3,550,074	2,053,270	1,496,803	547,484	2,173	△ 33	208,026	250,424	9,041	13	77,832	493,138	9,999	42,139	441,000	△ 547,484	12,661			△ 41,684	1,039,031	△ 495,781		543,250	△ 14,703	528,546			
石油及びエネルギー	3,401,278	1,934,074	1,467,204	531,149	2,173	△ 33	208,026	250,424	9,041		61,510	450,542	9,542		441,000	△ 531,149	27,786			△ 52,820	946,990	△ 495,780		451,209	9,106	460,316			
石炭	148,795	119,196	29,598	16,335						13	16,320	42,595	456	42,139		△ 16,335	△ 15,124			11,136	92,041	△ 0		92,040	△ 23,810	68,230			
自動車損害賠償保険事業(合算)	1,715,703	291,833	1,423,870	251,830	641	0	230,241	5,881	54	2,013	12,994	170,058	113,142		56,925	△ 251,830	△ 711			△ 82,473	817,992	△ 674,222		143,770		143,770			
保障	130,789	13,698	117,090	9,594	641	0		900	54	2,013	5,981	15,240	8,600		6,639	△ 9,594				5,646	78,989	△ 7,257		71,731		71,731			
自動車事故対策	763,225		763,225	17,062			9,564	4,981			2,516	54,719	3,905		50,813	△ 17,062	△ 711			36,946	70,342	△ 14,863		55,478		55,478			
保険料等充当交付金	821,689	278,135	543,554	225,701			220,676				5,024	100,636				△ 225,701				△ 125,065	669,189	△ 552,628		16,560		16,560			
道路整備	6,741,729	1,831,556	4,910,173	2,072,380	58,235	3,561	1,777,153	1,424	33,067	124	198,811	4,387,469	717,377	703,300	2,966,792	△ 2,072,380	△ 2,062,009			253,080	5,301,827	△ 2,302,065	△ 2,047,162	952,599		952,599			
治水(合算)	600,046	473,541	126,504	591,797	58,477	3,872	455,001	1,384	26,282	0	46,774	1,489,321	349,274		1,140,047	△ 591,797	△ 1,014,599			△ 117,076	1,778,453	△ 554,491	△ 1,055,185	168,776		168,776			
治水	457,709	439,534	18,175	572,834	58,477	3,872	455,001	1,384	18,608	0	35,487	1,293,028	271,987		1,021,040	△ 572,834	△ 797,648			△ 77,454	1,515,119	△ 551,370	△ 825,870	137,878		137,878			
特定多目的ダム建設工事	142,336	34,007	108,329	31,859					7,674		24,183	209,190	77,286		131,903	△ 31,859	△ 216,951			△ 39,621	276,230	△ 16,018	△ 229,314	30,898		30,898			
港湾整備(合算)	294,520	122,282	172,237	354,663	17,812	1,262	118,438		8,017	0	209,129	413,087	96,947		316,140	△ 354,663	△ 72,293			△ 13,871	449,515	△ 354,669	△ 76,103	18,743		18,743			
港湾整備	287,031	122,282	164,748	342,031	17,812	1,262	118,438		8,005	0	196,509	400,071	87,103		312,967	△ 342,031	△ 72,293			△ 14,254	435,945	△ 342,102	△ 76,076	17,766		17,766			
特定港湾施設工事	7,489		7,489	13,692					11		13,679	14,076	9,843		4,233	△ 13,692				384	14,630	△ 13,626	△ 26	976		976			
自動車検査登録	199,560	35,887	163,673	46,795	15,101	2,285	2,358	13,128	1,783		12,136	46,769	44,912		1,857	△ 46,795	80			53	61,401	△ 46,381	△ 1,316	13,703		13,703			
都市開発資金融通	411,164	413,858	△ 2,694	4,633							4,633	4,417	4,417			△ 4,633				△ 216	101,020	△ 27,232		73,787	△ 53,894	20,093			
空港整備	3,078,098	1,103,507	1,974,591	330,838	58,191	5,529	23,631	10,181	106,100	△ 22	127,222	422,168	243,432		178,736	△ 330,838	17,011			108,341	460,328	△ 289,510	△ 81,147	89,670	△ 60,066	29,604			